



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

大学入試改革の状況について

令和2年1月

文部科学省高等教育局大学振興課

「高大接続改革」の必要性

- 国際化、情報化の急速な進展



社会構造も急速に、かつ大きく変革。

- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした)
思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

学力の3要素を
多面的・総合的に評価する

大学入学者選抜

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革

高大接続改革

学力の3要素を育成する

高等学校教育

高校までに培った力を
更に向上・発展させ、
社会に送り出すための

大学教育

高大接続改革の議論・検討の流れ

中央教育審議会へ諮問「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」(2012年8月28日)

○ 文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問が行われ、中央教育審議会では総会直属の高大接続特別部会を設置。同年9月から審議を開始。

教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(2013年10月31日)

○ 高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(2014年12月22日)

○ 今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめ現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

「高大接続改革実行プラン」(2015年1月16日)文部科学大臣決定

○ 高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したもの。2015年1月に文部科学大臣決定として公表。

「高大接続システム改革会議」(2015年3月～2016年3月)

○ 高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討。2016年3月に最終報告。
※自由民主党文部科学部会「高大接続改革に関する小委員会」(2015年3月～2016年3月)においても、議論。

文部科学省内に検討・準備グループ等を設置(2016年4月～)

○ 高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、検討・準備グループ等を設置し、具体的制度設計を検討。

高大接続改革の進捗状況を公表(2016年8月、2017年5月)

○ 各々の検討・準備グループ等の検討状況を2016年8月及び2017年5月に公表。

高大接続改革の実施方針等の策定(2017年7月13日)

○ 高等学校・大学等の関係団体等からの意見を踏まえ、検討・準備グループ等で検討を行い実施方針等について策定
・「高校生のための学びの基礎診断」：文部科学省において一定の要件を示し、民間の試験等を認定するスキームを創設
・「大学入学共通テスト」(2020年度～)：記述式問題導入、英語の4技能評価のための民間等資格・検定試験の活用 等
・選抜に関する新たなルールの設定：AO入試及び推薦入試の評価方法、出願及び合格発表時期 等

大学入学者選抜改革

- ◆ 受験生の「学力の3要素」について、多面的・総合的に評価する入試に転換
 - ① 知識・技能 ② 思考力・判断力・表現力 ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
- ◆ 高大接続改革実行プラン、高大接続システム改革会議最終報告に沿って、大学入学者選抜の改革を着実に推進
- ◆ 2020年度 「大学入学共通テスト」開始
2024年度 新学習指導要領を前提に更に改革

<現 行>

【2020年度～】

(センター試験)
択一式問題のみ

記述式問題
の導入

- センターが作問、出題、採点する。採点には「民間事業者」を活用。
- 国語と数学において、導入。
- ※令和3年1月実施の大学入学共通テストにおいては、記述式問題は実施せず、導入見送りを判断。
各大学の個別試験における記述式問題の積極的な活用をお願いしていくとともに、文科大臣の下に設置する検討会議において、大学入試における記述式の充実策についても検討。

(センター試験)
英語「読む」「聞く」
のみ

4技能評価
へ転換

- 英語の外部検定試験を活用し、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を評価。
- センターが、試験の内容と実施体制を評価し、入学者選抜に適した試験を公表。各大学の判断で活用（高3時・2回まで）。
- 共通テストの英語試験は、試験の実施・活用状況等を検証しつつ、2023年度までは継続して実施。
- 各試験団体に、検定料の負担軽減方策を講じることを求めるとともに、各大学に、受検者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の試験の活用を求める。
- ※大学入試における英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」については、令和2年度からの導入を見送り。
令和6年度実施の大学入試に向けて、文科大臣の下に新たに検討会議を設置し、今後1年を目途に結論を出す予定。

学力の3要素が評価
できていない入試
早期合格による高校
生の学習意欲低下

新たなルール
の設定

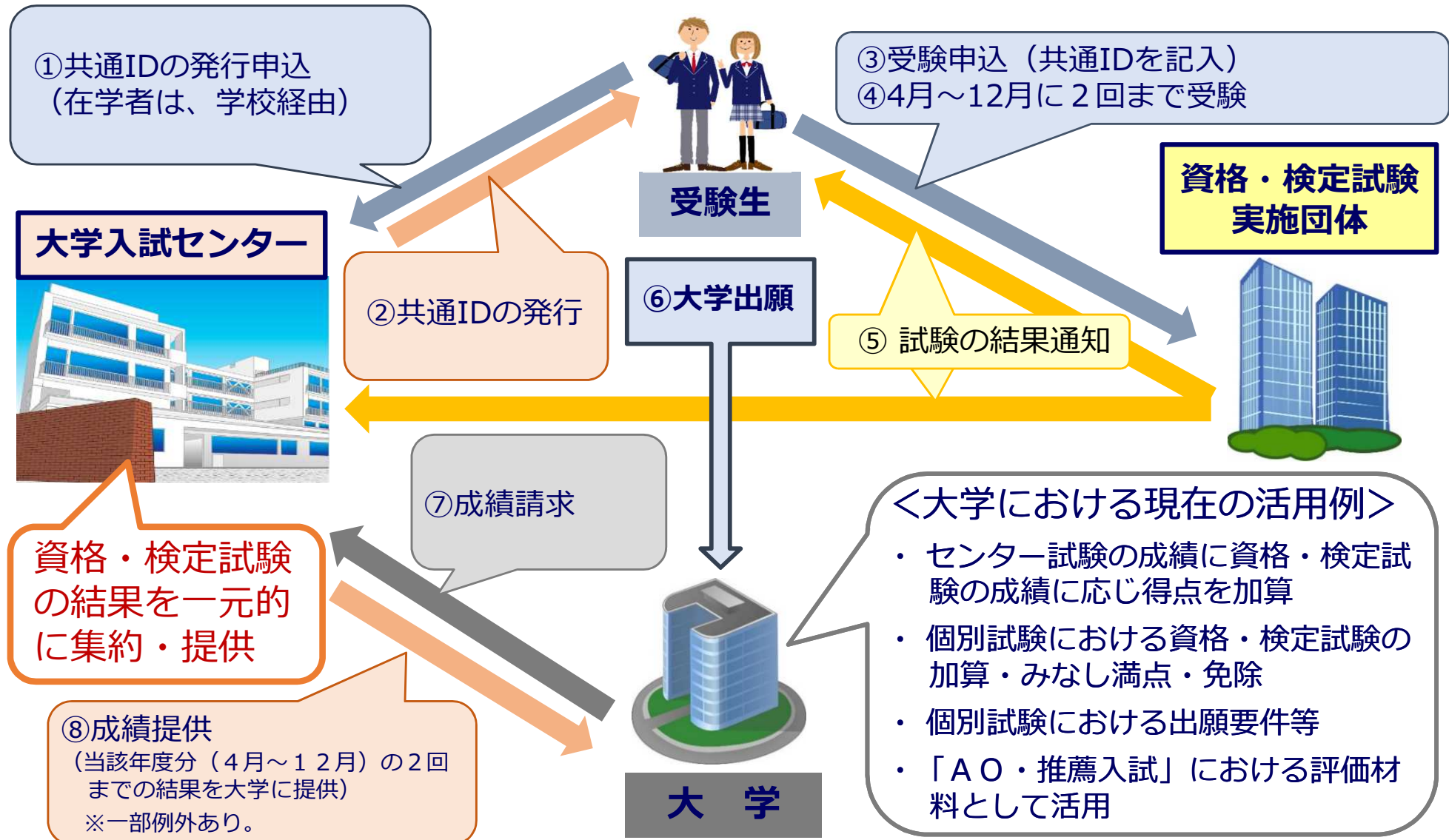
- AO入試・推薦入試において、小論文、プレゼンテーション、教科・科目に係るテスト、共通テスト等のうち、いずれかの活用を必須化。
- 調査書の記載内容を改善。
- 出願時期をAO入試は8月以降から9月以降に変更。
合格発表時期をAO入試は11月以降、推薦入試は12月以降に設定（これまでルールなし）。

「大学入試英語成績提供システム」の 導入見送りについて

「大学入試英語成績提供システム」の概要

導入延期決定まで
使用していた資料

- 資格・検定試験の成績を大学入試センターで一元的に集約・管理し、大学へ成績提供
- 登録できる成績は、**大学を受験する年度の4～12月の最大2回まで**
- **総合型選抜、学校推薦型選抜など、大学入学共通テストを利用しない選抜でも利用可能**



大学入試英語成績提供システム参加予定の資格・検定試験とCEFRとの対照表

文部科学省作成「各資格・検定試験とCEFRとの対照表（平成30年3月）」より令和元年8月作成

CEFR	ケンブリッジ 英語検定	実用英語技能検定 英検 CBT：準1級-3級 英検2020 1day S-CBT：準1級-3級 英検2020 2days S-Interview：1級-3級	GTEC Advanced Basic Core CBT	IELTS	TEAP	TEAP CBT	TOEFL iBT
C2	230 200			9.0 8.5			
C1	199 180	3299 2600	1400 1350	8.0 7.0	400 375	800	120 95
B2	179 160	2599 2300	1349 1190	6.5 5.5	374 309	795 600	94 72
B1	159 140	2299 1950	1189 960	5.0 4.0	308 225	595 420	71 42
A2	139 120	1949 1700	959 690		224 135	415 235	
A1	119 100	1699 1400	689 270				

→は各級合格スコア

※括弧内の数値は、各試験におけるCEFRとの対象関係として測定できる能力の範囲の上限と下限

- 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該欄に対応する能力を有していると認定できないことを意味する。
- ※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。
- ※ 障害等のある受験生について、一部技能を免除する場合等があるが、そうした場合のCEFRとの対照関係については、各資格・検定試験実施主体において公表予定。
- ※ 実用英語技能検定における「英検2020 2days S-Interview」については、合理的配慮が必要な障害等のある受験者のみを対象としている。「英検CBT」については、準1級も参加試験として追加（2019年8月23日）。
- ※ TOEIC® Listening & Reading TestおよびTOEIC® Speaking & Writing Tests（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）は2019年7月2日に参加申込みを取り下げたため、記載していない。

1. 英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」については、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して試験を受けられるような配慮などの準備状況が十分ではないため、来年度からの導入を見送り、延期する。
2. 英語4技能評価は、グローバル人材の育成のため重要であり、令和6（2024）年度実施の大学入試（新学習指導要領で初めて実施する入試）に向けて、文科大臣の下に新たに検討会議を設置し、今後1年を目途に結論を出す。
3. なお、令和2（2020）年度から開始する「大学入学共通テスト」の記述式問題の導入など大学入試改革については円滑な実施に向けて万全を期する。

令和元年11月1日（金） 文部科学大臣記者会見（冒頭発言部分）

私は、就任以来、試験を受ける高校生のことを一番に想いながら、英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の在り方について、これまでの進捗状況を冷静に分析しつつ、多くの方の意見を伺いながら、慎重に検討を行ってまいりました。

こうした中、先日は、私の不用意な発言で、高校生をはじめとする皆様に変な御迷惑をおかけしましたが、このタイミングでもさらに多くの方々から御意見をいただくこととなり、より一層、現状の課題を浮き彫りにすることができました。

文部科学省としては、大学入試センターを通じてということもあり、民間試験団体との連携調整が十分でなく、各大学の活用内容、民間試験の詳細事項等の情報提供不足等準備の遅れにつながることとなりました。

ここまで準備を進めていただいた試験団体の皆様にもご迷惑をおかけすることになりました。

「大学入試英語成績提供システム」は、現時点において、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して試験を受けられるような配慮など、文部科学大臣として、自信をもって受験生の皆様にお薦めできるシステムにはなっていないと判断せざるを得ません。これ以上決断の時期を遅らせることは混乱を一層大きくしかねないため、ここに、来年度からの導入を見送り、延期することを決断いたしました。

私の耳には、これまで頑張ってきた英語の勉強をしてきた高校生の声も届いています。皆様にはご迷惑をおかけしてしまい申し訳ない気持ちです。

最後に私から言わなければならないことがあります。それは今後の話です。子供たちに英語4技能を身に付けさせることはこれからのグローバル社会に必ず必要です。それを入試でどのように評価していくのか、できるだけ公平で、アクセスしやすい仕組みはどのようなものなのか、新しい学習指導要領で初めて実施する令和6(2024)年度に実施される大学入試に向けて、私の下に検討会議を作って、今後、一年を目途に検討し、結論を出したいと思います。

また、多面的・総合的に学力を評価しようとする高大接続改革を引き続き着実に進めてまいります。令和2(2020)年度から開始する「大学入学共通テスト」の記述式問題の導入など大学入試改革については、円滑な実施に向けて万全を期してまいります。

今回の件について、受験生をはじめとした高校生、保護者の皆様に対する私の気持ちをメッセージとしてお伝えしたいと思いますのでどうぞお許してください。

（以下、メッセージの読み上げ）

令和元年11月1日（金）大臣メッセージ

受験生をはじめとした高校生、保護者の皆様へ

文部科学大臣の萩生田光一です。皆様に、令和2年度の大学入試における英語民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の導入を見送ることをお伝えします。

大学入試における英語民間試験に向けて、今日まで熱心に勉強に取り組んでいる高校生も多いと思います。今回の決定でそうした皆様との約束を果たせなくなってしまったことを、大変申し訳なく思います。

英語民間試験を予定通り実施するかどうかに関しては、高校生をはじめ多くの皆様から、賛成・反対、様々な意見をいただけてきました。

私としては、目標の大学に向けて英語試験の勉強を重ねている高校生の姿を思い浮かべながら、当初の予定通りのスケジュールで試験を実施するために、連日取り組んできました。

しかし、大変残念ですが、英語教育充実のために導入を予定してきた英語民間試験を、経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して受けられるようにするためには、更なる時間が必要だと判断するに至りました。

大学入試における新たな英語試験については、新学習指導要領が適用される令和6年度に実施する試験から導入することとし、今後一年を目途に検討し、結論を出すこととします。

皆様が安心して、受験に臨むことができる仕組みを構築していくことをお約束します。

今回、文部科学省としてシステムの導入見送りを決めましたが、高校生にとって、読む・聞く・話す・書くといった英語4技能をバランスよく身に付け、伸ばすことが大切なことには変わりありません。

グローバル化が進展する中で、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることは大変重要なことです。皆様には、これからも日々の授業を大切にするとともに、それぞれの目標に向かって努力を積み重ねて頂きたいと思えます。

令和元年11月1日

文部科学大臣 萩生田光一

「大学入試英語成績提供システム」に関する当面の対応

(英語の資格・検定試験の活用についての各大学への要請)

- 全国の国公私立大学や高等学校の設置者等に対して11月15日(金)に発出した通知において、大学がシステムを介さずに英語の民間試験を独自に活用することも考えられることから、令和3年度大学入学者選抜における英語の民間試験の活用の有無、活用方法等について、12月13日を目途に方針を決定し、公表いただくよう各大学に要請。
- 令和元年12月20日時点の情報を取りまとめ、文部科学省ホームページに掲載。
- 令和元年12月27日、令和3年度からの大学入試についての情報を提供するスマホ対応のサイトを開設。
- 文部科学省としては、受験生の方が安心できるよう、随時更新しつつ、情報提供を実施。

令和3（2021）年大学入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用状況

国公立大学における「大学入試英語成績提供システム」導入延期後の状況（R2.1.8時点）

区分	総数	大学			短期大学			
		国立大学	公立大学	私立大学	公立短期大学	私立短期大学		
調査回答大学								
大学数 (e) (回答割合)	1,015 94.4%	732 95.1%	82 100.0%	88 95.7%	562 94.3%	283 92.8%	13 92.9%	270 92.8%
選抜区分数 (f)	29,876	26,396	4,047	1,612	20,737	3,480	138	3,342
活用大学								
大学数 (g) (割合 g/e)	513 50.5%	412 56.3%	47 57.3%	29 33.0%	336 59.8%	101 35.7%	6 46.2%	95 35.2%
活用する選抜区分数 (h) (割合 h/f)	7,012 23.5%	6,409 24.3%	539 13.3%	130 8.1%	5,740 27.7%	603 17.3%	14 10.1%	589 17.6%

- 注) ・ 大学院大学は含まず、大学に専門職大学を、短期大学に専門職短期大学を含む。
 ・ 選抜区分とは、学部・学科や入試方法等ごとに設定される入試を実施する上での単位。
 ・ 活用する選抜区分数（h）は、英語の資格・検定試験を活用する一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜の数。

○ 活用大学における選抜区分別状況

区分	総数	大学			短期大学			
		国立大学	公立大学	私立大学	公立短期大学	私立短期大学		
一般選抜	310	251	16	5	230	59	1	58
総合型選抜	315	257	28	15	214	58	4	54
学校推薦型選抜	341	271	35	24	212	70	5	65

- 注) ・ 1つの大学において、複数の選抜区分で活用することから、合計数と活用大学の大学数は一致しない。

大学入学共通テストについて

大学入学者選抜において、記述式問題を導入することにより、

- ① 解答を選択肢の中から選ぶのではなく、自らの力で考え出すことにより、より主体的な思考力・判断力の発揮が期待できること、
 - ② 文や文章を書いたりすることを通じて思考のプロセスがより自覚的なものとなることにより、より論理的な思考力・表現力の発揮が期待できること、
 - ③ 記述により自らまとめた新しい考えを表現させることにより、思考力や表現力の発揮が期待でき、特に文や文章の作成に当たって、目的に応じて適切な表現様式を用いるなど、表現力の発揮が期待できること、
- といった受験者の思考力・判断力・表現力をよりの確に評価することが可能

【国語】

① 出題科目・範囲

「国語」：「国語総合」の内容（近代以降の文章のみ）

② 問題作成の方針

- ・ 小問3問で構成される大問1問を作成する。
- ・ 実用的な文章を主たる題材とするもの、論理的な文章を主たる題材とするもの又は両方を組み合わせたものとする。
- ・ 文章等の内容や構造を把握し、解釈して、考えたことを端的に記述することを求める。
- ・ 小問3問の解答する字数については、最も長い問題で80～120字程度を上限として設定することとし、他の小問はそれよりも短い字数を上限として設定する。

令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針（令和元年6月7日大学入試センター）を基に作成

【数学】

① 出題科目・範囲

「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」：「数学Ⅰ」の内容に関わる問題のみ

② 問題作成の方針

- ・ マーク式問題と混在させた形で小問3問を作成する。
- ・ 数式等を記述する問題を作成する。

【採点】

- 記述式問題の採点は、民間事業者に採点作業を委託しながら、大学入試センターで実施

1. 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入に関して指摘されている課題に対する検討状況について、大学入試センターから、
 - ① 事業者においては必要な採点者確保の目途が立っているものの、試験等による選抜、研修を経て実際の採点者が決まるのは来年の秋から冬になる
 - ② 元教員等の専門的知見を有する者による品質管理専門チームを設けるなどにより一定の採点精度の向上は図れるが、採点ミスの可能性は依然として残る、
 - ③ 自己採点の不一致を一定程度改善できる方策は検討したものの、大幅に改善することは困難であるなど伺った。
2. これを受け、文部科学省としては、再来年（令和3（2021）年）1月実施の大学入学共通テストにおける記述式問題の導入については、受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは現時点において困難であり、記述式問題は実施せず、導入見送りを判断。
3. 論理的な思考力や表現力を評価する記述式問題が果たす役割は重要。各大学の個別選抜における記述式問題の積極的な活用をお願いしていく。また、文部科学大臣の下に設置する検討会議において、共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題の在り方など大学入試における記述式の充実策についても検討。

○ 大学入学共通テストにおける記述式問題について申し上げます。

この問題について、この間、国会での御指摘等も踏まえ、累次にわたり協議を続けてまいりました。最終的に先週及び昨日、大学入試センターの山本理事長から二度にわたり検討状況に関する現状の報告を受けました。

また、昨日は、大学入試センターを訪問し、極めて厳密な体制で試験問題の作成などの試験実施業務が行われていることも伺ってまいりました。

○ 文部科学省としては、大学入学共通テストにおける記述式問題の導入に関して指摘されている課題に対し、どのような改善が可能かできる限りの方策を大学入試センターとともに検討し、採点事業者に必要な対応を求めるなど様々な努力を重ねてまいりました。

○ その結果として、

- ・ 一つには、採点事業者に守秘義務を課し、違反した場合の損害賠償等も規定した契約の締結や、採点者等に対し試験実施前に試験問題を類推できる情報を開示しないことなどを定めた機密保持契約の締結などにより、採点業務に関する機密を保つ体制を確保いたしました。
- ・ また、採点事業者に対し、採点業務に伴い知り得た一切の情報の漏洩や目的外使用の禁止を契約に規定しているほか、採点業務を受託したことを利用した宣伝行為を、同社のグループ全体で自粛していただき、社会的疑念を招くことのない体制の確保に努めてきました。
- ・ さらに、障害のある受験生に対しては、記述式問題を導入することに伴い、解答欄の大きさやレイアウトを変更した解答用紙を用意すること、それでも解答が難しい受験者に対しては、パソコンやタブレットを用いた入力を可能にするためのソフトウェアの開発などを行うなど新たな受験上の配慮を行い、それらをこれまでより早期に公表することとするなど、種々の検討・対応を進めてまいりました。

○ 同様に、採点の質、自己採点と採点結果との不一致の課題についても、真摯に取り組んでまいりました。

大学入試センターによりますと、

・ まず、採点体制については、採点事業者としては、示された採点期日までに採点を完了するために必要な質の高い採点者を確保できる目途は立っているということでもあります。

一方で、実際の採点者は、採点事業者において、適正な試験等により選抜し、更に必要な研修を行うという慎重なプロセスを経て適任者を得ることとしております。このため、実際の採点者が決まるのは来年の秋から冬になるということでもあります。

・ 採点の精度を上げることについては、2度の試行調査の検証結果も踏まえ、採点事業者において、当初の予定より更に多人数の視点で組織的・多層的に採点を行う体制の構築や、元教員等の専門的知見を有する者による品質管理専門チームを設け、ダミー答案を活用したチェックや無作為抽出によるチェックなどを行うなど、大学入試センターとしても更なる採点精度の向上を図ることが可能であるということではありますが、採点ミスを完全になくすところまで至るには限界があるということでありました。

・ このため、各大学での個別選抜の前に、記述式問題の採点結果を本人に開示することも含め検討しましたが、採点スケジュールや各大学への成績提供の開始時期との関係から調整・解決すべき点が多く、少なくとも来年度からこれを行うことは現実的には困難との判断になりました。

その検討に当たっては、共通テストを12月や1月上旬に早めることも再度検討しましたが、12月については、受験までに高校の学習内容を終了することができないことや各種の体育大会や文化行事の日程との関係などから難しく、1月上旬に早めることについても、年末年始の時期に、試験問題の配送や厳重な保管などを確実に行う上で問題があり、困難との判断になりました。

・ 自己採点については、2度の試行調査において、国語で約3割が自己採点と採点結果が不一致となりました。これについては、正答の条件に基づく採点の仕方について説明した資料を年度内に周知することに加え、模擬答案を用いた自己採点動画の提供による自己採点シミュレーションの支援なども検討いたしました。これらによって、一定程度の改善が期待できるとのことでありましたが、自己採点の不一致を大幅に改善することは困難であるということでありました。

また、作問の工夫によって、自己採点しやすい設問にすることも検討いたしました。しかし、その場合、論理的な思考力や判断力を評価するという記述式問題導入の本来の趣旨を損なうことになりかねないとの判断に至ったとのことであります。

- これらを受け、文部科学省としては、
 - ・ 採点体制について、採点事業者として必要な数の質の高い採点者の確保ができる見通しは立っていることは認められるものの、実際の採点者については、来年秋以降に行われる試験等による選抜、研修の過程を経て確定するため、現時点では、実際の採点体制を明示することができません。
 - ・ 採点の精度については、様々な工夫を行うことにより、試行調査の段階から更なる改善を図ることはできると考えておりますが、採点ミスゼロにすることまでは期待できず、こうした状況のもとで、試験の円滑かつ適正な実施には限界があると考えております。
 - ・ 自己採点については、様々な取組を行うことにより、一定の改善を図ることができることは確認しましたが、採点結果との不一致を格段に改善することまでは難しく、現状では、受験生が出願する大学を選択するに当たって支障になるとの課題を解決するにはなお不十分だと考えております。
- この間、国会審議をはじめとして本件に関し様々なご意見が出され、受験生の立場に立って、早く結論を出すことが何をにおいても重要だと考えてまいりました。
- これらのことから、再来年（令和3（2021）年）1月実施の大学入学共通テストにおける記述式問題の導入については、受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは現時点において困難であり、記述式問題は実施せず、導入見送りを判断をいたしました。
- 再来年1月の共通テストに向け勉強している生徒や、保護者、教師をはじめとする関係者の皆様にはご迷惑をおかけする結果となり、誠に申し訳なく思いますが、ご理解を賜りたいと存じます。

- 今般の大学入試改革は、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指して、高校教育改革、大学教育改革とともに「高大接続改革」の一環として取り組んでいるものであります。初等中等教育を通じて論理的な思考力や表現力を育て伸ばすことは、大変重要であり、それらを評価する観点から、大学入試において記述式問題が果たす役割が大きいことに変わりはありません。

今回、令和3年1月の大学入学共通テストでは記述式問題は実施せず、導入見送りを判断しましたが、各大学の個別選抜において記述式問題の活用に積極的に取り組んでいただきたいと考えており、文部科学省として、各大学に対してそうした取組をお願いしていきたいと思います。

また、私の下に設置する検討会議において、共通テストや各大学の個別選抜における記述式問題の在り方など大学入試における記述式の充実策についても検討してまいりたいと考えております。

大学入試のあり方に関する検討会議の設置について

「大学入試英語成績提供システム」及び大学入学共通テストにおける国語・数学の記述式に係る今般の一連の経過を踏まえ、大学入試における英語4技能の評価や記述式出題を含めた大学入試のあり方について検討を行う。

◇検討事項

- (1) 英語4技能評価のあり方
- (2) 記述式出題のあり方
- (3) 経済的な状況や居住地域、障害の有無等にかかわらず、安心して試験を受けられる配慮
- (4) その他大学入試の望ましいあり方

◇委員(予定)

(有識者委員)

- 荒瀬 克己 大谷大学文学部教授
川嶋太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長(特任教授(常勤))
斎木 尚子 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会理事、前外務省研修所長(元同国際法局長・経済局長)
宍戸 和成 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田 康行 筑波大学人文社会系教授
清水 美憲 筑波大学大学院教育研究科長・教授
末富 芳 日本大学文理学部教授
益戸 正樹 UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役
○三島 良直 東京工業大学名誉教授・前学長
両角亜希子 東京大学大学院教育学研究科准教授
渡部 良典 上智大学言語科学研究科教授

○座長

(団体代表委員)

- 岡 正朗 山口大学学長、一般社団法人国立大学協会入試委員会委員長
小林 弘祐 学校法人北里研究所理事長、日本私立大学協会常務理事
芝井 敬司 関西大学学長、一般社団法人日本私立大学連盟常務理事
柴田洋三郎 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長、一般社団法人公立大学協会指名理事
萩原 聡 東京都立西高等学校長、全国高等学校長協会会長
吉田 晋 学校法人富士見ヶ丘学園理事長・富士見丘中学高等学校校長、日本私立中学高等学校連合会会長
牧田 和樹 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長

(オブザーバー)

- 山本 廣基 独立行政法人大学入試センター理事長

◇スケジュール

第一回検討会議 令和2年1月15日(水)10:00~12:00 開催

背景・課題

グローバル化や技術革新の大幅な進展等の社会構造の変革期においては、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素（※）を育成・評価する、三者の一体的な高大接続改革が重要。

大学入学者選抜の改革を進めるに当たっては、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握する共通テストの改革が急務となっている。

（※学力の3要素…①知識・技能、②思考力、判断力、表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）



中央教育審議会答申（2014年12月）、高大接続システム改革会議の最終報告（2016年3月）等を踏まえて策定した「大学入学共通テスト実施方針」（2017年7月）に基づき、大学入学者選抜における共通テストの改革を図る。



実施及び 支援内容

大学入学者選抜における共通テストについて、新学習指導要領に対応した試験問題や、CBT方式を検討するための調査研究等を実施するとともに、マークシート式問題について、思考力・判断力・表現力を一層重視した作問への見直しを図る。

各大学が実施する個別選抜改革について

平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の内容等について [主なポイント]

○各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の3要素」(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」)を多面的・総合的に評価できるよう、現行の「一般入試」「A O入試」「推薦入試」の課題の改善を図る観点から、大学入学者選抜実施要項における評価方法、時期等を見直す。(※平成32年度から着実に導入しつつ、平成36年度以降も各大学において一層の深化が図られるよう、改革の制度設計を引き続き検討)

入試区分	「一般入試」⇒「一般選抜」(基本形)	「A O入試」⇒「総合型選抜」	「推薦入試」⇒「学校推薦型選抜」
特徴	主として、共通テストや各大学が実施する教科・科目に係るテストに重点を置きつつ、入学希望者を多面的・総合的に評価する選抜	主として、入学希望者が自ら表現する能力・適性・学習意欲、目的意識等を評価することに重点を置きつつ、入学希望者を多面的・総合的に評価する選抜	主として、高等学校が在学中の学習成果を評価した上で、大学に対して行う推薦に重点を置きつつ、入学希望者を多面的・総合的に評価する選抜
出願時期・合格発表時期	・出願時期：試験期日に応じて定める ・合格発表時期：設定なし	・出願時期：8月1日以降 ・合格発表時期：設定なし	・出願時期：11月1日以降 ・合格発表時期：設定なし
学力検査	・試験期日：2月1日～4月15日まで ・合格発表：4月20日まで	※学力検査を課す場合は、左記と同様	
内容面での課題(1)	①出題科目が1～2科目に限定されている場合がある。 ②記述式を実施していない場合がある。実施している場合でも、複数の情報を統合し構造化して新しい考えをまとめる能力などの評価が不十分である。 ③「話すこと」「書くこと」を含む、英語4技能を総合的に評価する必要がある。	現行の実施要項で「知識技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準としない」とされているが、一部、事実上の「学力不問」となっている場合があると指摘されている。	現行の実施要項で「原則として学力検査を免除」とされているが、一部、事実上の「学力不問」となっている場合があると指摘されている。
内容面での改善点(1)	①教科・科目に係るテストの出題科目の見直し ②国語を中心とした記述式の導入・充実など作問の改善 ③英語4技能評価の導入 ※上記①～③は総合型選抜・学校推薦型選抜でも推奨	・上記実施要項の記載の削除 ・志願者本人の記載する資料(例：活動報告書、入学希望理由書、学修計画書)等を積極的に活用し、詳細な書類審査と丁寧な面接による評価の充実 ※活動報告書の様式例の提示	・上記実施要項の記載の削除 ・推薦書の中で学力の3要素の評価を必須化
内容面での課題(2)	特に主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の評価が不十分	特に知識・技能及び思考力・判断力・表現力の評価が不十分	
内容面での改善点(2)	上記の評価のため、調査書や志願者本人の記載する資料等(*1)の積極的な活用 調査書等をどのように活用するかについて、各大学の募集要項等に明記 *1：その他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰の記録、総合的な学習の時間等における探究的な学習の成果等に関する資料や面談など (注) 入学者受入れの方針に基づき、活用する評価方法(実施時期・内容を含む)や比重について、各大学の募集要項等で明確化	上記の評価のため、調査書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等(*2)又は大学入学共通テストのうち、少なくともいずれか一つの活用の必須化 *2：例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法(小論文等)、プレゼンテーション、口頭試問、実技、教科・科目に係るテスト、資格・検定試験等の成績など	
実施面での課題	教科・科目に係るテストについて、学年暦との関係を考慮する必要。	高等学校教育や本人の進路選択の観点からより適切な出願時期を設定する必要。また、10月以前に合格発表を行う大学が42%を占め、高等学校教育や本人の学習意欲に影響を及ぼしている状況を改善する必要。一方、学校推薦型選抜の出願時期も考慮する必要。	出願月と同じ11月に合格発表を行う大学が42%を占め、高等学校教育や本人の学習意欲に影響を及ぼしている状況を改善する必要。
実施面での改善点	・試験期日：2月1日～3月25日まで(現行2月1日～4月15日まで) ・合格発表時期：3月31日まで(現行4月20日まで) ※総合型選抜・学校推薦型選抜でも教科・科目に係るテストを課す場合は同様	・出願時期：9月以降(現行より1か月後ろ倒し) ・合格発表時期：11月以降(新規) ※入学前教育の充実	・出願時期：11月以降(現行通り) ・合格発表時期：12月以降(新規) ※入学前教育の充実

事業名称: 電子調査書の普及と一般選抜においても電子調査書が効果的に評価できる環境整備及び調査書における評価の在り方の調査研究(調査書の電子化に関する調査研究)

取組大学: 関西学院大学(代表校)、佐賀大学、同志社大学 ※埼玉県教育委員会、京都府教育委員会と連携して実施

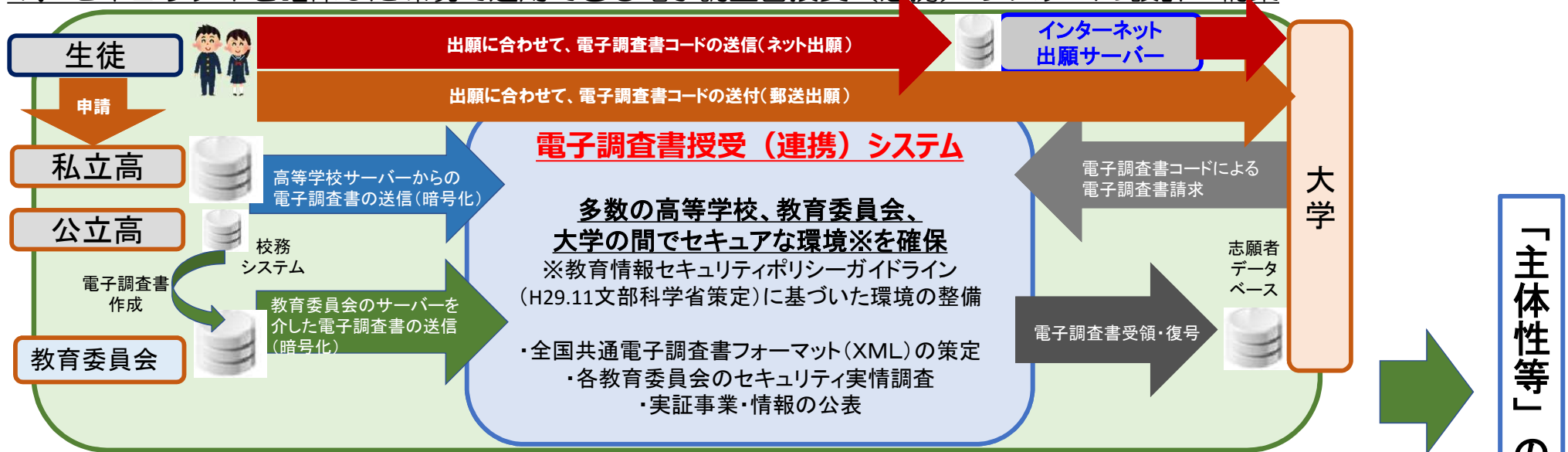
背景・課題 高大接続改革を実現するためには、高等学校教育と大学教育との間に位置する大学入学者選抜の改革が不可欠であり、各大学の入学者選抜において、「知識・技能」の十分な評価が行われるとともに、「思考力・判断力・表現力」や「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価がより重視されることとなるよう、改革を進める必要がある。「主体性等」をより適切に評価するためには、高等学校が提出する調査書を積極的に活用することが有効であり、そのためには調査書の電子化が喫緊の課題とされている。

事業概要 電子調査書の普及及び電子調査書が効果的・効率的に作成し活用される環境を構築するとともに、電子化するメリットを最大限に発揮し、各大学の入学者選抜における「主体性等」の評価が飛躍的に向上するための提案を行う。

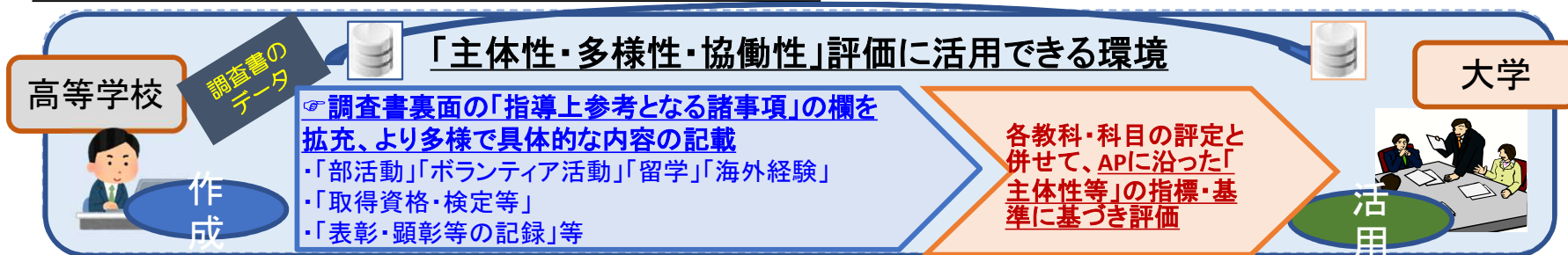
①セキュリティを確保した環境で運用できる電子調査書授受(連携)システムの設計・構築

②「電子調査書を生成する校務支援システム」の構築のための、全国共通電子調査書フォーマット(XML)等の調査・研究

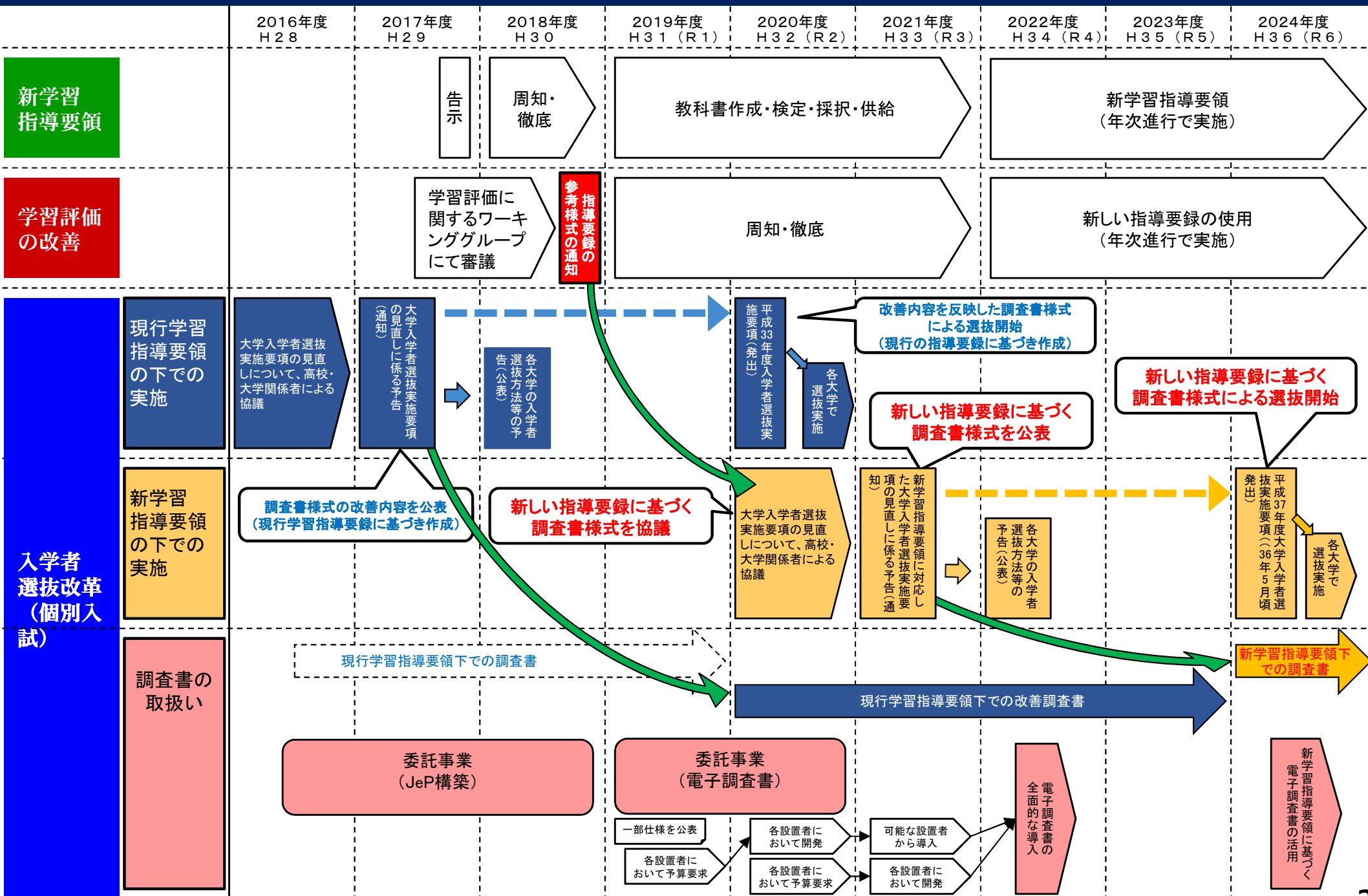
1. セキュリティを確保した環境で運用できる電子調査書授受(連携)システムの設計・構築



2. 「電子調査書」を活用した「主体性」等の評価



高大接続に関わる指導要録及び調査書のスケジュール（予定）



大学入学者選抜の公正確保について

大学入学者選抜の公正確保等に向けた方策について(最終報告)【概要】

令和元年5月31日 大学入学者選抜の公正確保等に関する有識者会議

経緯・有識者会議の任務

- ・一部大学の医学部医学科の入学者選抜において、不適切な事案が発覚。
- ・文部科学省において、全ての医学部医学科の入学者選抜を緊急に調査し、公正性に関する考え方を取りまとめ。
- ・大学入学者選抜に対する社会からの信頼を回復し、今後の改革を着実に進めるため、全ての学部学科等について入学者選抜の公正性を確保するための共通ルールを示すこと。

有識者会議における検討

- ・大学関係者、高等学校関係者、法曹関係者、報道関係者等11名の有識者で構成。
- ・入学者選抜の当事者等から海外の入試制度、私学、文系、理系、スポーツ等のテーマについてヒアリングも実施。
- ・4月5日に『審議経過報告』を公表し、国公立大学、高校等の関係団体に意見照会し、それらの意見等を踏まえて、5月31日に『最終報告』公表。

「公正性」に関する基本的な考え方

- ・大学入学者選抜は、各大学の教育理念や入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、各大学の責任において実施されるものであるが、関係者をはじめ社会からの関心も極めて高い。したがって、その公正性に疑念を抱かれることのないよう、広く社会からの理解を得られる方法により実施することが重要。
- ・大学入学者選抜プロセス全体を通じた公正確保が必要であり、各段階での改善方策を示すことが必要。その際、①大学入学者選抜の多様化、②透明性及び機密性の両立、③公正の基準や考え方の変化と不断の見直しに留意が必要。

公正確保等に向けた方策（次頁参照）

今後の対応

【文部科学省】

- ・『最終報告』を踏まえ、6月4日に『大学入学者選抜実施要項』を改訂し、全大学の入試事務担当者等に対し、従来からのルールで引き続き遵守すべき事項と合わせて周知徹底を図る。
- ・社会から疑念を抱かれるような問題が生じた場合、必要な調査、指導の他、速やかに再発防止策の検討等に取り組む。

【各大学】

- ・『最終報告』及び『実施要項』を踏まえ、入学者選抜の各段階について自己点検・評価を行い、不断の改善を図る。

公正確保等に向けた方策

～大学入学者選抜のプロセス全体を通じた公正確保～

学生募集

- アドミッション・ポリシー又は募集要項において、入試方法・合否判定基準等について明示。
- 特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合、区分ごとにその内容、設定理由、募集人員、出願要件等について明記し、広く社会の理解を得られるよう説明責任を果たすことが必要。
- 同窓生子女についての特別枠については、募集要項等に明記し、より丁寧な説明が必要。
- 性別による一律の取扱いの差異については、広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

出願手続

- 評価・判定に用いない情報（保護者の職業・出身校等）は、入学志願者に求めない。
- 特定受験者の優遇を求める働きかけや寄附の申出等には、公正性を損なうことのないよう大学として毅然と対応。

個別学力検査

- 試験問題の漏洩や入試ミス防止は基本。受験者に関係者・親族がいる教職員は関与しない等の取組は当然に実施。
- 採点時には、受験者情報のマスキング、複数人での採点・確認などの取組を組み合わせたことが重要。
- 試験問題と解答等の公表と希望する受験者本人への成績開示により、公正を確保。

小論文、面接、 実技検査等

- 評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、特定の受験生の優遇や属性による差別的取扱いが行われないよう、実施方法や評価方法についてのマニュアル等の整備が必要。
- その際、評価・判定に用いるべきではない情報については、面接等の資料に記載しないなどの点に留意。

合否判定

- 合否判定の方法や基準を明確に定め、募集要項等において合否判定に用いる要素、配点や比重等を可能な限り公表。
- 合否判定は教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行うこととし、特定個人の恣意的な判断を防止。
- 評価・判定に用いない情報（受験者氏名、年齢、性別、保護者情報等）は、原則として合否判定資料には記載しない。
- 恣意的な特定の受験者の優遇や各種の要素を総合して決定した成績の順番を飛ばした合否判定は不適切。
- 広く社会の理解が得られるような合理的理由がある場合を除き、属性を理由とする一律の取扱いの差異は不適切。
- 性別による一律の取扱いの差異については、広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

合格発表、 繰上合格、 成績開示等

- 合否判定と併せて、補欠合格候補者の取扱いや繰上合格に係る手続を定めておくことが必要。
- 補欠合格候補者の内での順番等をあらかじめ知らせることも、透明性を高める上で有効。
- 学力検査やそれ以外の点数化する要素について配点・取扱い等をあらかじめ明示し、合否判定の根拠を明確化。

各大学

各大学は、その判断により、例えば、監事による監査や学内の独立した組織による手続の適切性の確認を実施し、学内で相互牽制や不正抑止が働く体制等を設ける。また、その体制等について自己点検・評価を実施し、各大学の責任により、入学者選抜に係るガバナンスを確立・適正化。

認証評価機関

認証評価機関は、各大学において、入学者選抜に係る体制や実施方法等についての自己点検・評価等が適切に実施されているかどうかを確認する。学外の第三者の目からも、各大学の公正確保に向けた取組状況を確認。

文部科学省

入学者選抜の公正が損なわれたと疑われ、主体的な取組による是正が講じられない場合には、必要に応じて、調査を実施し、大学を指導。また、不利益を被った受験生の救済が適切になされるよう必要な対応をとる。 27



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

個別の現代的な課題やテーマに 焦点化した教育等について

令和2年1月

文部科学省高等教育局大学振興課

- ハラスメント防止
- 消費者教育
- 人権教育、差別の解消
- 知財教育
- キャリア教育、ワークルール教育
- 主権者教育
- 租税教育
- ギャンブル等依存症問題教育
- デザイン思考

文科省等におけるハラスメント対策に関する取組

●「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について」(H11.3.30文部省高等教育局長通知)

●「第4次男女共同参画基本計画」(H27.12.25閣議決定)(抜粋)

第2部-II- 第7分野-8-イ(教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進)

- ①国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。
- ②大学は、**相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど**、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。

●「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(教職員向け理解・啓発資料)」(H30.12(独)日本学生支援機構) https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt_shiryo.html

●「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(H28.4 文部科学省) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

●「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(H18厚生労働省告示第615号・最終改正R2.1)(抜粋)

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

(1)…**被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。**

(4)「性的な言動」…を行う者には、労働者を雇用する事業主…、上司、同僚に限らず…、**学校における生徒等もなり得る。**

●「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(R2厚生労働省告示第2号)(抜粋)

2 職場におけるパワーハラスメントの内容

(1) 職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。(略)

●法務省における人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

●人権相談・調査救済制度リーフレット(相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html

●外国人のための人権相談について <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

◆相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にむけた積極的な取組をお願いいたします。

『文部省セクハラ規程』のポイント

- セクハラ防止・排除のための措置、問題発生時の適切な措置に関して必要な事項を規定。
- セクハラを職員個人の問題ではなく組織全体の問題と捉え、職員のみならず、監督者や学校長等の責務について規定。
- セクハラ被害の申立者等の保護の観点から、不利益取扱い（いわゆる“二次加害”）の禁止についても規定。

○文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成11年3月30日 文部省訓令第4号）（抄） （監督者の責務）

第四条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること

二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること
（国立学校等の長の責務）

第五条 国立学校等の長は、当該国立学校等の職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、当該国立学校等の職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの提示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、当該国立学校等に所属する職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

4 国立学校等の長は、新たに職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。
（苦情相談への対応）

第六条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、文部本省内部部局及び各国立学校等に苦情相談を受ける職員又は苦情相談に対応する委員会等（以下「相談員等」という。）を設ける等必要な措置を講じるものとする。

2・3 （略）

（不利益取扱いの禁止）

第九条 国立学校等の長、監督者その他の職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

大学におけるハラスメントに関する裁判で指摘されている事項

- 学生が教員から受けた**セクハラ“一時加害”**のみならず、正当な申立を行った被害学生等が被った**継続的な修学上の不利益取扱“二次加害”**についても**不法行為に当たると認定**。
- **セクハラを行った教員個人や不利益取扱を行った教員個人の責任**だけでなく、管理監督責任を有するはずの大学・学校法人という**組織全体の使用者責任も認定**。
- 抽象的概念である「**安全配慮義務**」について、具体的事例においてどのように扱うべきかを判示。

○損害賠償等請求控訴

(平成15年11月26日東京高等裁判所判決 平成14(ネ)2768) (抜粋)

第5 当裁判所の判断

3 被控訴人の使用者責任

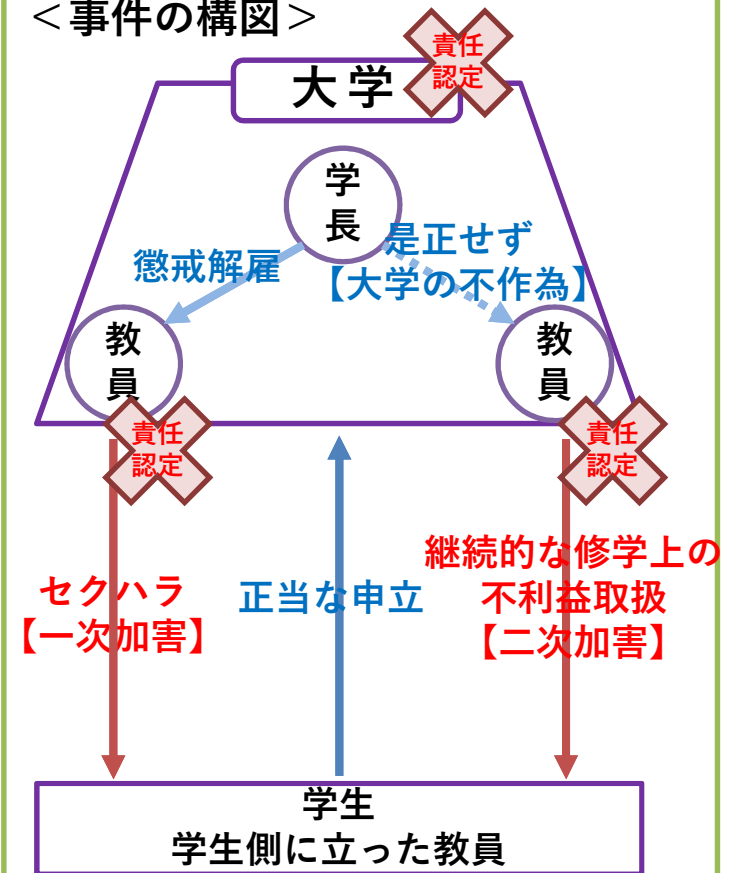
被控訴人は、C教授に対し授業中にその内容と全く無関係な第三者の名誉を毀損する発言をすることを職務として許容していないのであるから、C教授の行為は被控訴人の事業の執行についてされたものではないと主張するが、C発言は、〇〇大学における講義時間中の教授としての発言、又は大学構内における教員としての発言であるから、C教授の被控訴人の教員としての行為と密接に関連するものであり、被控訴人の事業の執行につきされたものというべきである。

そうすると、被控訴人は、被用者であるC教授が違法なC発言をしたことについて、使用者として責任を負うものというべきである(民法715条)。

4 免責事由

- (1) (略) 高等教育機関である大学の教員に教授の自由が保障されているというのは、教員の学問的な見解の表明として他の者の学問的業績等を批判することについては法的責任を問われないというものであり、講義の際の発言についてはその内容のいかんを問わず一切責任を負わないと保障されているわけではない。C発言の内容は、その学問的批判や見解の表明と評価し得るものではなく、控訴人及びセクシュアル・ハラスメントを受けた被害学生らの人格を攻撃し侵害するものであり、学問の自由、教授の自由によって保障されるものということとはできないから、C発言をしたC教授には不法行為が成立し、その雇用者である被控訴人は民法715条の使用者責任を免れるものではない。
- (2) (略) 被控訴人が前記就業規則所定の懲戒権を適切に行使するなど何らかの適切な措置を採ったものと認めることはできない。以上によれば、被控訴人は、使用者としての監督義務を尽くしたということとはできず、民法715条所定の責任を免れることはできない。

<事件の構図>

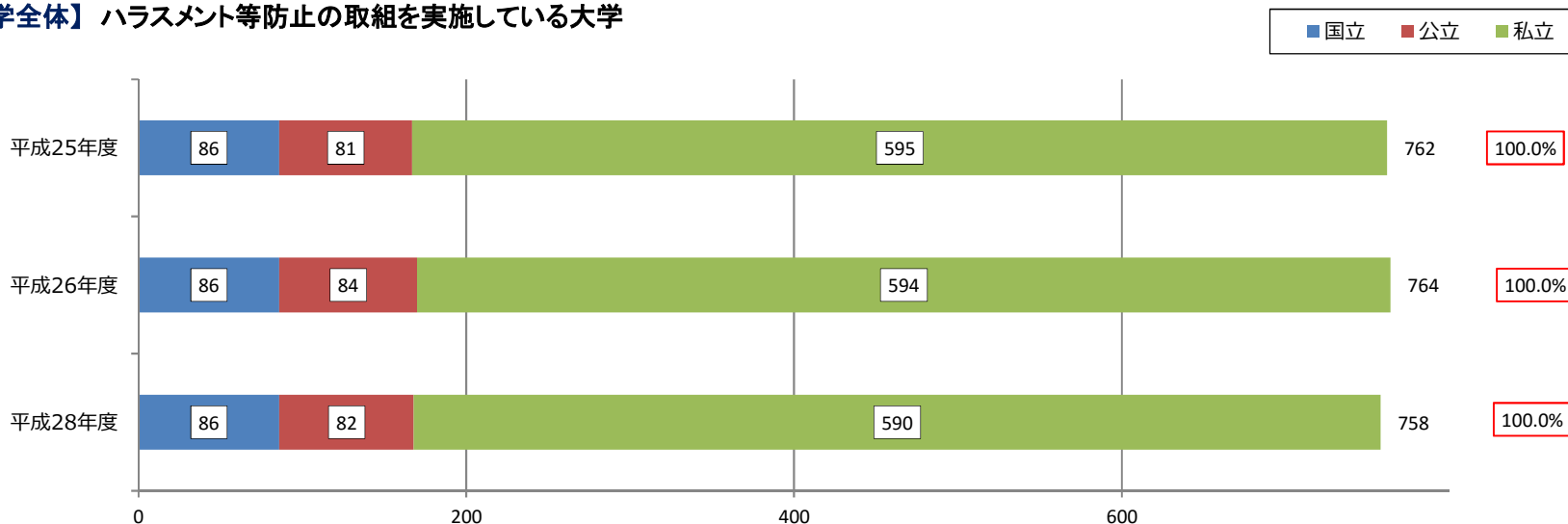


※ 事件の詳細とそこからの問題点・理念については、

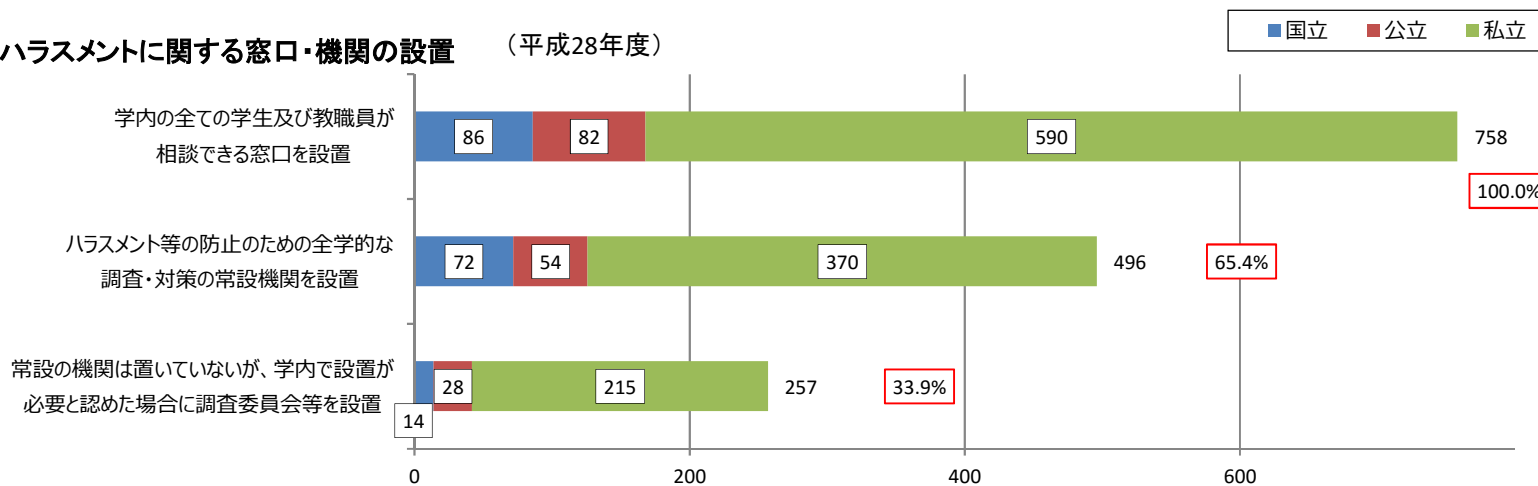
『大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法』(秦澄美枝、2018年)を参照のこと。

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 ハラスメント等防止の取組を実施している大学



【大学全体】 ハラスメントに関する窓口・機関の設置 (平成28年度)



※セクシャル・ハラスメント等には、アカハラ、パワハラ等を含む。
 ※平成27年度は、調査項目の隔年化のため調査していない。

出典:「平成28年度大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)

外部の機関を活用したハラスメント防止取組（例）

学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用【群馬大学 H18.4～】

学内の相談窓口のほか、学内相談員に相談しにくい場合への対応として、相談サービス・コンサルタント会社と契約し、専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員，学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 精神保健福祉士，臨床心理士等
- 手 段 電話：月～金（12～21時），土（9～17時）※年末年始、日祝は除く
mail：24時間

コンプライアンス相談窓口として契約した外部の機関を活用【東京大学 H26.7～】

学外の弁護士事務所と契約し、コンプライアンス事案のほか、ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員，学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 弁護士
- 手 段 電話：月～金（12～19時）※年末年始、土日祝は除く
mail：24時間 等

ハラスメント対応の専門部署の相談員に外部機関の専門家を活用【関西学院大学 H28.4～】

学内に「ハラスメント相談センター」を設置し、また学外のNPO法人と契約し、専門の相談員を配置するなど、相談活動、啓発・広報活動を通じハラスメントを生まない環境づくりを推進。

- 構成員 センター長，副センター長，専門相談員
- 利用者 教職員，学生等（匿名・実名対応可）
- 手 段 開室：火，木，金（10～16時45分）※祝日は除く
mail：24時間 等

各国立大学のハラスメント相談窓口

<http://www.janu.jp/univ/harassment/>
一般社団法人 国立大学協会
文字サイズ 小 標準 大
Japanese English
検索
会員専用ページ

[トップページ](#)
[国立大学協会の情報](#)
[国立大学の情報](#)
[リンク](#)

[一般の方へ](#)
[国立大学へ入学を希望する方へ](#)
[国立大学へ就職を希望する方へ](#)
[企業の方へ](#)

トップ > 国立大学のハラスメント相談窓口

国立大学のハラスメント相談窓口

○各国立大学のウェブサイト内に掲載されているハラスメント相談窓口等の情報をご覧になれます。

「大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク」欄の記号の意味

- ：「学内相談窓口（大学内部組織が学内に設置し、運営する相談窓口）」について掲載している
- ：「学外相談窓口（大学が契約する学外の機関等の相談員に電話等で直接相談できる相談窓口）」について掲載している
- ◆：「公的機関等相談窓口（「学外相談窓口」以外で、「公的機関等が設置する学外の相談窓口）」について掲載している

※：相談員の連絡先等は学内限定サイトに掲載している
（これらの情報は平成29年6月30日現在のものです。）

国立大学のハラスメント相談窓口

国立大学のハラスメント相談窓口

※各大学ウェブサイトの該当ページURLを相談窓口の連絡先一覧としてまとめ、国立大学協会ウェブサイト(※)に掲載(※) <http://www.janu.jp/univ/harassment/>

北海道支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
北海道大学	○ハラスメント相談窓口 (この他、学内限定サイトに「●学外相談窓口」について掲載しています)
北海道教育大学	○ハラスメント相談窓口
室蘭工業大学	○ハラスメント相談窓口
小樽商科大学	○ハラスメント相談窓口
帯広畜産大学	○ハラスメント相談窓口
旭川医科大学	○ハラスメント相談窓口※
北見工業大学	(学内限定サイトに「○学内相談窓口」について掲載しています)
東北支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
弘前大学	○ハラスメント相談窓口

出典：国立大学協会HPより。

大学におけるハラスメント対応等に関する参考参考文献

弁護士法人 飛翔法律事務所・編
『**キャンパスハラスメント対策ハンドブック**』
(一般財団法人 経済産業調査会、2014年)

ハラスメント問題に詳しい法律実務家の立場から、セクハラ・パワハラ・アカハラという大学で問題となる全てのハラスメントの類型について執筆した実務書。

丹羽雅代／上田寛・共著
『**キャンパス・ハラスメントの状況と対策進化**
～相談員・カウンセラー/防止・調査委員/執行部の責任～』
(地域科学研究会高等教育情報センター、2015年)

ハラスメント対策の最前線を担う相談窓口担当者・相談員等にとっての自己研鑽・スキルアップの書、経営執行部にとっての対策進化に向けた実践的マニュアル書としての活用を狙って執筆されたもの。

北仲千里／横山美栄子・共著
『**アカデミック・ハラスメントの解決**
大学の常識を問い直す』
(有限会社寿郎社、2017年)

教育研究の場で起こるハラスメントの特質を理解した上で、大学でのハラスメントをどう解決していけばよいか、適切な介入によりハラスメント被害を抑えるために処方箋を提示。

秦澄美枝・著
『**大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法**』
(PHPエディターズ・グループ、2018年)

※注文販売につき一般書店では販売されないことに注意。

大学でのセクハラ事案を巡る裁判を経験した筆者が、裁判の経緯や判決の意義を詳述するとともに、「安全配慮義務」と「質保証」の概念に基づく時代の大学運営の在り方について論述。

消費者教育の推進について

◆消費者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○消費者教育の推進に関する法律(H24.8.22法律第61号)

○消費者教育の推進に関する基本的な方針(H25.6.28閣議決定／H30.3.20変更)※消費者教育の推進に関する法律第9条

大学等は(中略)悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくなく、学生からの相談に対応するほかにも、**学生に対し、契約を含む各種の消費生活や消費者問題に関する情報や知識を積極的に提供する機会を拡大していくことが求められる。**

大学等では、学生のみならず、**教員・職員に対しても、消費者教育を実施する必要がある。**また、大学等における学生の生活支援を行う担当部局等においては、適切な対応等ができるよう、**地方公共団体(消費者行政担当部局や消費生活センター等)や関係団体との連携の枠組みを構築することも重要である。**連携を進めるために、**消費者教育推進地域協議会への参画を促すことも効果的**と考える。そのため、関係団体が実施する研修の場等を活用し、大学等の教職員に対し、消費者問題に関する啓発、情報提供を行う。

○消費者基本計画(H27.3.24閣議決定)(抜粋) 第4章4(2)消費者教育の推進

大学等における消費者教育については、**入学時にオリエンテーションを実施するなど被害防止のための大学等の取組の実施を促す**とともに、教養課程、専門課程、市民向けの講座等での消費者教育の導入事例について広く収集し、**大学等と共有する。**また、**学生等の地域の消費者教育活動への積極的な参画を促進する。**

消費者教育の推進について

○大学等及び社会教育における消費者教育の指針(H23.3.30(H30.7.10改訂))

3 大学等における消費者教育の内容及び方法 (1) イ 教育・研究

例えば、全学共通科目の中で消費者教育に関する科目を開設している大学等もあり、このような取組を参考に、体系的・総合的に消費者教育を展開することが期待される。国においても、そのような大学等の多様な取組を促進することが重要である。

特に、将来、消費者教育を担う人材となる教員の養成課程においては、教員育成協議会(教員の任命権者である教育委員会と大学等との協議の場)などを活用し、現場のニーズの伝達や今後の方策等についての検討を行うことも考えられる。

なお、教員育成協議会を活用し、消費者教育について検討する際には、消費者行政部局も必要に応じて参画させるなど、消費者教育に関係する主体の連携・協働のもと検討されることが望ましい。

○成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について(通知)(H30.7.23)

1 消費者教育の推進 (2)大学等における消費者教育の推進

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を参考として、消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義等における消費者教育に一層積極的に取り組むことが必要であること。

○「消費者教育の推進について」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/

○「平成28年度消費者教育に関する取組状況調査」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1400252.htm

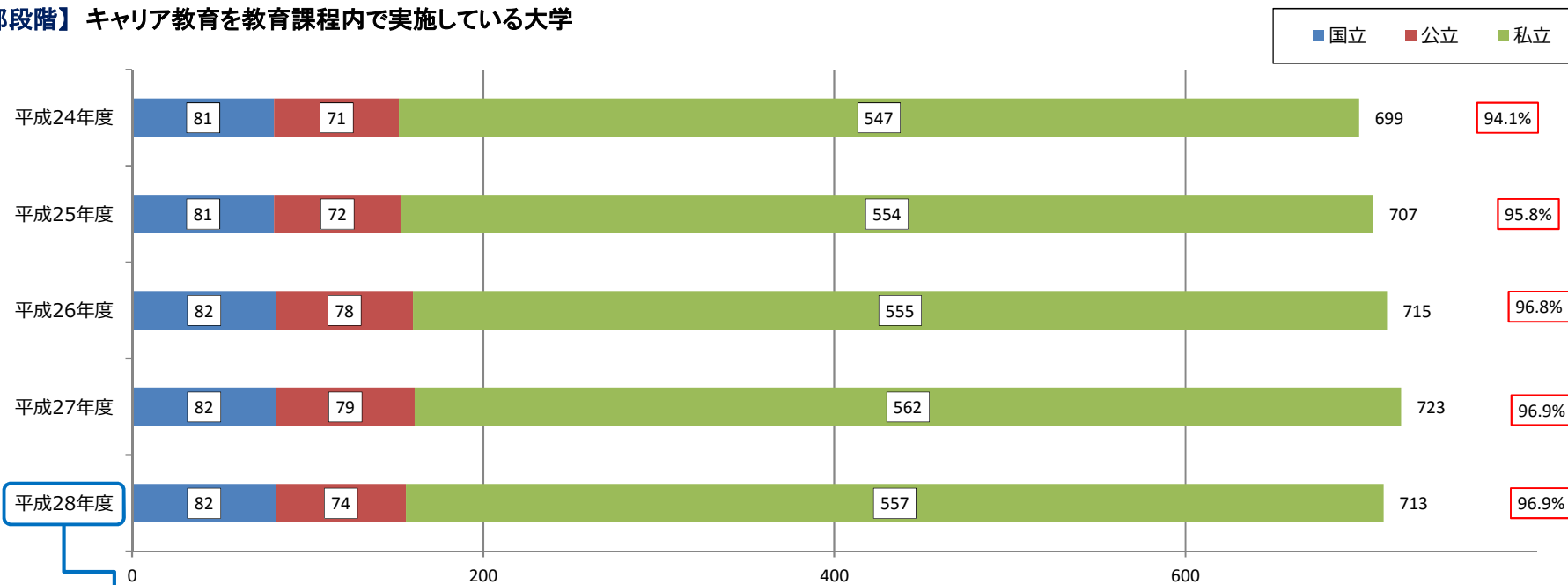
○高校生(若年者)向け消費者教育教材、生徒用教材・教師用解説書 → 「社会への扉」、「社会への扉・教師用解説書」 消費者庁HP(消費者庁消費者教育・地方協力課)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

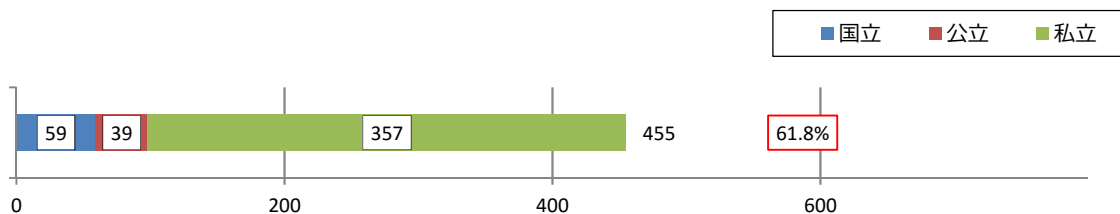
大学における消費者教育に関する取組状況

- ・ 大学における教育は、各大学の自主的・自律的な判断により実施。
- ・ 教育課程内で消費者教育等を実施する国公私立大学は、455校。

【学部段階】 キャリア教育を教育課程内で実施している大学



社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目の開設



※大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

出典：「平成28年度大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)

＜参考＞各大学の教育の例

大学名	[開設学部等]／授業科目名／(概要)	主な対象・科目種類	備考
筑波大学	[全学類] フレッシュマン・セミナー(学生生活を安全に過ごすため、悪質商法の対処法などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:つくば市消費生活センター相談員等
金沢大学	[共通教育科目] 大学・社会生活論(消費者被害に遭わないために、法規則やトラブルの生じやすい取引類型などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:石川県消費生活支援センター職員等
三重大学	[教育学部] 消費者教育論(消費生活センターへの訪問のほか、現代の消費生活や消費者問題に関する理解を深め、消費者教育の知識を学修する)	1年次・必修科目	講師:三重県消費生活支援センター職員等

※各大学のR元年度シラバス等を参考に文科省にて作成

人権教育、差別の解消の推進について

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12.12.6法律第147号)

○人権教育・啓発に関する基本計画(H23.4.1閣議決定(変更))(抜粋)

第2章 1 人権を取り巻く情勢

(略)現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており(略)

第4章 1 (1) ア 学校教育

(略)高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」(28生社教第1号H28.6.20付通知)(抜粋)

(略)特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

○「『部落差別の解消の推進に関する法律』の施行について」(28生社教第15号H29.2.6付通知)(抜粋)

(略)特に、第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(H31.4.26法律第16号)

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(元教参学第30号R1.1125付通知)(抜粋)

(略)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」においては、ハンセン病の患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されるとともに、その名誉の回復のため、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずることとされました。

令和元年7月12日に閣議決定された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」においても、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされています。

ついては、各位におかれてもこれら法律等について十分了知されるとともに、その趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力をお願いいたします。

◆人権教育・啓発、差別の解消の推進について
積極的な取組をお願いいたします。

知財教育の推進について

◆知財教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○知的財産基本法(H14.12.4法律第122号)

○知的財産推進計画2017(2017.5.16知的財産戦略本部決定)(抜粋)

II. 3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

(1) 現状と課題

高等教育段階では、高等専門学校や、教育関係共同利用拠点にも認定された山口大学等における先進的な取組が知られているものの、知的財産に関する科目の全学必修化を採用する大学については、未だに山口大学に止まる状況にも鑑み、大学の幅広い学部・学科等における標準化を含めた知的財産等に関する科目の開設や、更なる充実化などの自主的な取組を、引き続き促していくことが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策(大学等における知財教育の推進)

知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。

大学における知的財産教育の事例 - 山口大学 -

特色

- 共通教育において**知的財産教育を必修化**(1年生全員 約2,000名)
- 学習段階に応じた科目の展開(全学部の2~4年生が受講可能)
- ・学生の専門領域・将来像に配慮・関連した知的財産科目(4科目) ・知的財産に関する法律に特化した展開科目(5科目)

【期待される効果】

- 専門分野に加え、知的財産全般に対する基礎的知識・対応力を有する人材の育成による、日本の知財経済社会基盤の強化
- 実践的な知的財産知識・スキルの獲得を目指した教育を実施することによる、学生の就業力の向上

単発的知財啓発から、大学での体系化された知財教育

知財教育の必修化・体系化




文・理のバランスのとれた知財教育



(注) 山口大学提供資料に基づき、文部科学省が作成

既に保有している知財教育の資源

① 知財教育教材・授業ノウハウ一式



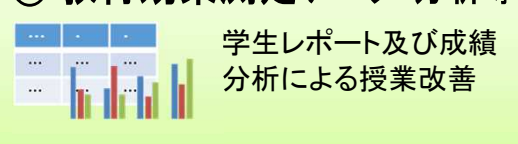
・指導書
・授業ビデオ
・アクティブ・ラーニング
・反転学習

テキスト スライド ワークシート 動画教材
小テスト・宿題 (反転学習、予習・復習にも)

学部用 大学院用(専門職含) 教職課程用

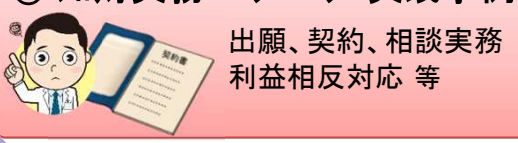
各種教材を、対象学生別に開発

② 教育効果測定データ・分析等



学生レポート及び成績分析による授業改善

③ 知財実務ノウハウ・実践事例



出願、契約、相談実務
利益相反対応等

資源を生かし、教職員研修プログラムの提供・支援

- 知財教育ノウハウの提供
- 知財研修の実施
- 講師派遣
- コンサルテーション
- 教材開発支援

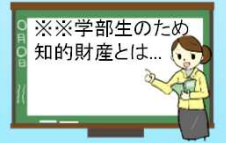
※URA(リサーチ・アドミニストレーター)
研究者とともに、研究企画立案、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等を行う人材群

(出典)山口大学提供資料に基づき、文部科学省で作成

全国の大学に普及・定着

教育のニーズに即したFDメニューの提供・支援 (教材提供、教材開発支援、教授法の研修等)

- 1 学部**教養**教育用メニュー
...著作権、研究者倫理、効果測定等の大学教育全般への対応
- 2 学部**専門**教育(文理とも)用メニュー
...ものづくり教育、デザイン科学教育に伴う知財実務等、専門教育への対応
- 3 **大学院**教育(文理とも)用メニュー
...研究者倫理含む知財教育実施支援
- 4 教育学部・**教職**大学院用メニュー
...教職で必要な知財の知識と実務処理



組織のニーズに即した研修メニューの提供・支援 (実践事例に基づくオーダーメイド型セミナー、ワークショップ等)

- 1 URA(リサーチ・アドミニストレーター)※**セクション**用メニュー
...特許情報分析、戦略分析等
- 2 産学連携**セクション**用メニュー
...知財概要、知財情報の取得と分析、契約実務(産業財産系・著作権系)、実践的紛争処理と交渉術
- 3 利益相反と兼業判断**セクション**用メニュー
...知財概要と利益相反判断を含めた総合的処理
- 4 **全教職員**用メニュー
...著作権法、商標法、不競法等の知財(コンテンツ含む)管理の実務等



キャリア教育の推進について

◆キャリア教育(ジョブカード、労働法制の普及にかかる取組を含む)の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○職業能力開発促進法(S44年法律第64号(H27.10改正))

新設:第15条の4 職務経歴等記録書の普及

○新ジョブ・カード制度推進基本計画(H27.10ジョブ・カード制度推進会議)(抜粋)

7(9)大学等 新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、**学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。**

○厚生労働省HP ジョブ・カード制度総合サイト(H27.12.1~)

<http://jobcard.mhlw.go.jp>

○学生に対する新ジョブ・カードの活用推進について(27文科生第634号能発0315第3号 H28.3.15付文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局長、厚生労働省能力開発局長通知)

- 1 学生の新ジョブ・カードの活用促進に当たっての観点
- 2 活用方法等

○ジョブ・カード様式の改正及び「キャリア・プラン作成補助シート」の導入について(29文科生第834号開若発0329第1号H30.3.29付通知)

○労働法のハンドブック「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」の周知及び活用について(H27.4.14付事務連絡)(抜粋)

○「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂(H30.4.3付事務連絡)(抜粋)

(改訂箇所: H27.4~H29.10までの法令改正等を反映、「過労死ってなんだろう・・・?」のページを追加)

ハンドブックでは、働き始める前やアルバイトで働く際に、参考となる労働法の知識がまとめられており、このハンドブックを活用することで、学生がアルバイト時や就職後において、労働関係法令に違反した状態で労働に従事させられることを防ぐことや、トラブル時に適切に対処できるようになることが期待されます。

雇用と労働を巡る問題を扱う授業やキャリア教育の一環として学生の職業意識を高めることを目的とした授業、又はアルバイトをしている学生や就職活動中の学生を対象としたセミナー・ガイダンス等、幅広く活用ができるものと考えられますので、貴学・貴校での御活用及び所属の学生に対する周知を積極的に行っていただくようお願いいたします。

○厚生労働省HP 「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

主権者教育の推進について

◆主権者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(H27.6.15)

○公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について(依頼)(27文科高第422号H27.7.28付高等教育局長通知)(抜粋)

(中略) 大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、今回の改正法について入学時のオリエンテーション等の機会を通じた学生への周知や、学生の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等について、学生や大学の実態等も踏まえつつ、積極的な取組を御検討いただきますようお願いいたします。

○第24回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発に対する協力について(依頼)(28文科高第219号H28.5.13付高等教育局長通知)(抜粋)

(中略) 若者の政治参加意識の向上を図るための有意義な取組として、大学、短期大学及び高等専門学校におけるキャンパス内での期日前投票所の設置、学生の投票・啓発事務への参画、高等専門学校における副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した主権者教育などが挙げられます。

については、大学等においては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、これらの取組の実施について積極的に検討いただきますようお願いいたします。

租税教育の推進について

◆租税教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○平成23年度税制改正大綱(H22.12.16閣議決定)(抜粋)

第2章 1. (2)租税教育の充実

(略)本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や**大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し**、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

○第11回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項について(周知)(R2.1.8付事務連絡)(抜粋)

○ 合意事項

- 1 学習指導要領の着実な実施
- 2 「租税教育の充実」について一層の周知徹底等
- 3 租税教育の充実に向けた具体的取組

○国税庁HP(税の学習コーナー>租税教育用教材>租税教育の事例集)

<http://www.nta.go.jp/taxes/kids/kyozai/jireishu/index.htm>

ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について

◆ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○ギャンブル等依存症対策基本法(H30.7.13法律第74号)(抜粋)
(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、**家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。**

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議(H30.7.5参議院内閣委員会)

五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、**新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。**

○消費者庁HP(若者向け啓発資料、相談窓口等を掲載)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

デザイン思考教育の推進について

◆デザイン思考を取り入れた教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

デザイン思考とは：

社会の課題やニーズを生活者や利用者の視点で見極めイノベーションを生み出す手法とされ、デザイン思考を取り入れた教育は、前例のない問題や未知の課題を解決するための人材育成において有益な側面があると考えられます。

<参考>デザイン思考を取り入れた各大学の取組事例

大学名	組織等	取組の概要
東京工業大学	デザイン・エンジニアリングコース	既存の科学・工学体系を俯瞰的に理解しながらもその枠にとらわれずに、人類が抱える様々な課題の解決に寄与し、社会で求められる新たな技術・価値・概念の創出に貢献できる能力（エンジニアリングデザイン能力）の涵養を目標としたデザイン・エンジニアリングコースを修士課程及び博士後期課程に開設。
慶應義塾大学	システムデザイン・マネジメント研究科	環境共生、社会協生、安心・安全、健康・福祉などの多様な価値の関係性も考慮してシステム全体を創造的にデザインするための知恵とスキルを教授することを目指して設立された研究科。 環境共生、安心・安全、健康・福祉といった社会のニーズを徹底的に考慮しつつ、新たな技術システム・社会システムのデザインを行い、マネジメントしていくための方法論や手法を学ぶためのカリキュラムを構築。
九州大学	芸術工学研究院	学部・研究科にまたがる教員組織である芸術工学研究院において、デザイン思考のアプローチをエンジンとした「世界的デザイン教育・研究拠点構想」に基づき、国際、地域、学内の3つの分野で、部局内、部局外を結ぶ領域横断的研究教育活動を推進。

※各大学のR元年度シラバス等を参考に文科省にて作成



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

労働契約法の「無期転換ルール」への 適切な対応について

令和2年1月

文部科学省高等教育局大学振興課

大学等及び研究開発法人の研究者、教員等 に対する労働契約法の特例について

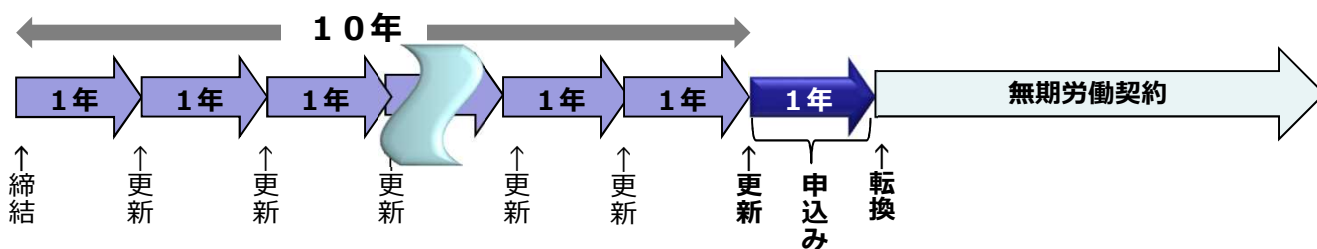
～ 無期転換申込権発生までの期間が10年に～

労働契約法の改正により、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ることを目的とした「無期転換ルール」が平成25年4月から導入されていますが、研究開発能力の強化及び教育研究の活性化等の観点から「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第99号）が平成25年12月13日に公布され、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等については、無期転換申込権発生までの期間（原則）5年を10年とする特例が設けられました（**平成26年4月1日施行**）

無期転換ルールの特例の基本的な仕組み

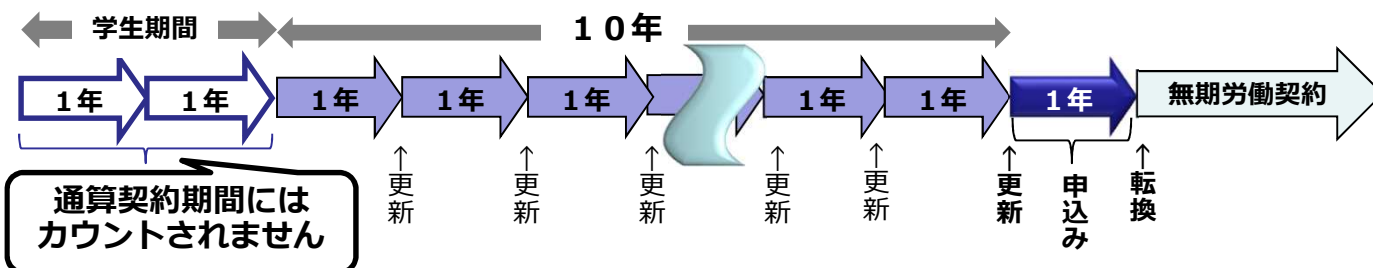
【契約期間が1年の場合の例】

通常は、有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、特例の対象者については無期転換申込権発生までの期間が10年となります。



【大学に在学中にTA（ティーチング・アシスタント）等として雇用されていた場合の例】

学生として大学に在学している間に、TA（ティーチング・アシスタント）、RA（リサーチ・アシスタント）等として大学等を設置する者等との間で有期労働契約を締結していた場合には、当該大学に在学している期間は通算契約期間に算入されません。



※ いずれの場合も、通算契約期間は、改正労働契約法の施行日である平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約から算定します。それより前に開始した有期労働契約は、通算契約期間の算定の対象となりません。なお、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約を平成26年3月31日までの間に更新し、通算契約期間が5年を超えることとなった場合には、本特例は適用されず、その時点で無期転換申込権が発生します。

特例の対象者について

① 科学技術^{※1}に関する研究者など^{※2}であって大学等を設置する者又は研究開発法人との間で 有期労働契約を締結したもの

※1 労働契約法の特例に関するここでの「科学技術」には、人文科学のみに係るものも含まれます。

※2 科学技術に関する研究者又は技術者（科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発（以下「研究開発」という。）の補助を行う人材を含む。）をいいます。（以下同じ。）

② 研究開発等^{※3}に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。以下「**運営管理に係る業務**」という。）に従事する者であって大学等を設置する者又は研究開発法人との間で有期労働契約を締結したもの

※3 研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいいます。

③ 大学等、研究開発法人及び試験研究機関等以外の者が大学等、研究開発法人又は試験研究機関等との協定その他の契約によりこれらと共同して行う研究開発等（以下「**共同研究開発等**」という。）の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者などであって当該大学等、研究開発法人又は試験研究機関等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

④ 共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者であって当該共同研究開発等を行う大学等、研究開発法人又は試験研究機関等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

⑤ 大学の教員等の任期に関する法律（**任期法**）に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等

※ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律については、平成30年12月の法改正により、法律名が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ活性化法）に変更されています。

※ ①～④は、科技イノベ活性化法第15条の2第1項、⑤については任期法第7条第1項に規定されています。

※ ⑤については、大学と有期労働契約を締結した教員等であっても、任期法に基づいて労働契約を締結した者以外は対象となりません。

1. 「大学等」の範囲

「大学等」とは、大学及び大学共同利用機関のことをいいます。

※大学共同利用機関

○大学共同利用機関法人人間文化研究機構

- ・ 国立歴史民俗博物館
- ・ 国文学研究資料館
- ・ 国立国語研究所
- ・ 国際日本文化研究センター
- ・ 総合地球環境学研究所
- ・ 国立民族学博物館

○大学共同利用機関法人自然科学研究機構

- ・ 国立天文台
- ・ 核融合科学研究所
- ・ 基礎生物学研究所
- ・ 生理学研究所
- ・ 分子科学研究所

○大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

- ・ 素粒子原子核研究所
- ・ 物質構造科学研究所

○大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

- ・ 国立極地研究所
- ・ 国立情報学研究所
- ・ 統計数理研究所
- ・ 国立遺伝学研究所

2. 「研究開発法人」の範囲

※科技イノベ活性化法別表第1に掲げられている法人

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 独立行政法人酒類総合研究所
- 独立行政法人国立科学博物館
- 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 独立行政法人日本学術振興会
- 国立研究開発法人理化学研究所
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 独立行政法人労働者健康安全機構
- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 国立研究開発法人土木研究所
- 国立研究開発法人建築研究所
- 独立行政法人海上・港湾・航空技術研究所
- 国立研究開発法人自動車技術総合機構
- 国立研究開発法人国立環境研究所

3. 「試験研究機関等」の範囲

※科技イノベ活性化法施行令別表第1に掲げられている機関

- 警察庁科学警察研究所
- 文部科学省科学技術・学術政策研究所
- 厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所
- 厚生労働省国立保健医療科学院
- 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所
- 厚生労働省国立感染症研究所
- 農林水産省動物医薬品検査所
- 農林水産省農林水産政策研究所
- 国土交通省国土技術政策総合研究所
- 気象庁気象研究所
- 気象庁高層気象台
- 気象庁地磁気観測所
- 環境省環境調査研修所
- 消防庁消防大学校
- 厚生労働省国立障害者リハビリテーションセンター
- 国土交通省国土地理院
- 気象庁気象大学校
- 海上保安庁海上保安大学校
- 防衛装備庁航空装備研究所
- 防衛装備庁陸上装備研究所
- 防衛装備庁艦艇装備研究所
- 防衛装備庁電子装備研究所
- 防衛装備庁先進技術推進センター
- 防衛装備庁千歳試験場
- 防衛装備庁下北試験場
- 防衛装備庁岐阜試験場
- 自衛隊中央病院
- 防衛省防衛大学校
- 防衛省防衛医科大学校
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 独立行政法人国立印刷局

※ 1. ～ 3. については、平成31年2月現在

4. 任期法に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等について

- 「教員等」とは、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の設置する大学（短期大学を含む。）の教員（教授、准教授、助教、講師及び助手）、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人大学入試センターの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者です。教育研究の分野の分野を問わず、また、常勤・非常勤の別にかかわらず対象となります。
- 労働契約法第22条の規定により地方公務員は労働契約法の適用除外となっていることから、地方公務員の身分を有する公立大学法人化されていない公立大学の教員等は、もともと労働契約法の適用対象となっておらず、特例の適用対象とはなりません。

※ 任期法に基づき労働契約において任期を定める場合には、以下のいずれかに該当することが必要であることに留意するとともに、あらかじめ当該大学に係る教員の任期に関する規則を定め、任期を定めて任用することについて当該任用される者の同意を得るなど、適切に運用する必要があります。（任期法第4条、第5条）

▶先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。

▶助教の職に就けるとき。

▶大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。

特例の適用にあたって留意すべき事項

- 科技イノベーション活性化法第15条の2による特例の対象者と有期労働契約を締結する場合には、相手方が特例の対象者となる旨等を原則として書面により明示し、その内容を説明すること等により、相手方がその旨を予め適切に了知できるようにするなど、適切な運用をお願いいたします。
- 特例の対象者のうち、③及び④の者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、共同研究等に「専ら従事する者」に限定されているものであることに留意する必要があります。
- 国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等は、今回の改正法に係る就業規則及び任期に関する規則等の制定又は改正等を行うに当たっては、労働関係法令及び任期法の規定に従う必要があります。また、大学等と有期労働契約を締結した教員等であることをもって一律に特例の対象者となるものではないことに留意する必要があります。
- 本特例は、通算契約期間が10年に満たない場合に無期転換ができないこととするものではありません。
- 無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署



文部科学省 高等教育局大学振興課、科学技術・学術政策局人材政策課 (H31.2)

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）
附則第4条第1項及び第5条第1項の規定の解釈について

○この改正法の附則の規定は、平成25年4月1日（平成24年改正労働契約法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日）から平成26年3月31日（改正法一部施行日の前日）までの間の法律の適用関係を明確にするための経過措置として確認的に置かれたものです。

○平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始された有期労働契約については、この期間に、無期転換申込権（労働契約法第18条第1項に基づき有期労働契約を締結している者が無期労働契約への転換を申し込むことができる権利）が生じていない場合、改正法の特例の対象（5年ではなく10年）となり、平成25年4月1日以降に開始した当該有期労働契約の期間が通算契約期間（有期労働契約を無期労働契約に転換させるための申込みを行うために2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間）に算入されます。

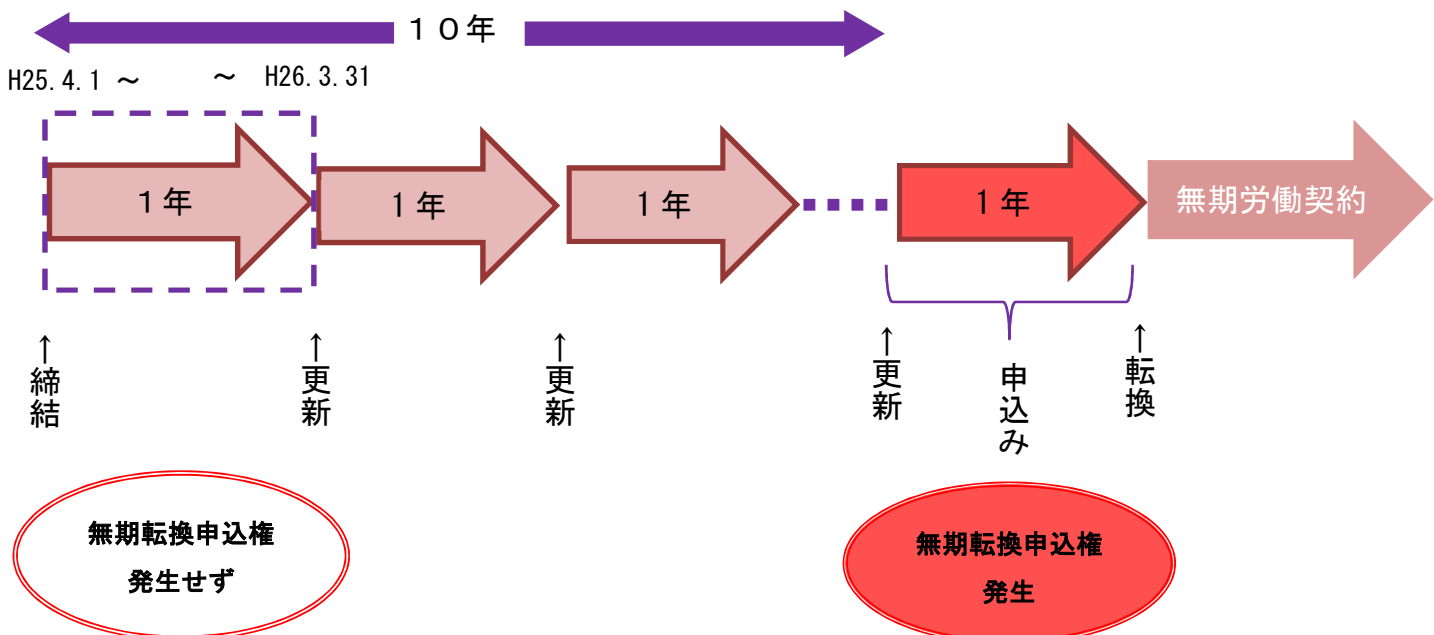
【①参照】

○一方、この期間に、すでに無期転換申込権が生じている場合、改正法の特例の対象にはならず、従前の例（労働契約法のとおり平成25年4月1日以降5年の通算契約期間）により、無期労働契約への転換申込が可能となります。【②参照】

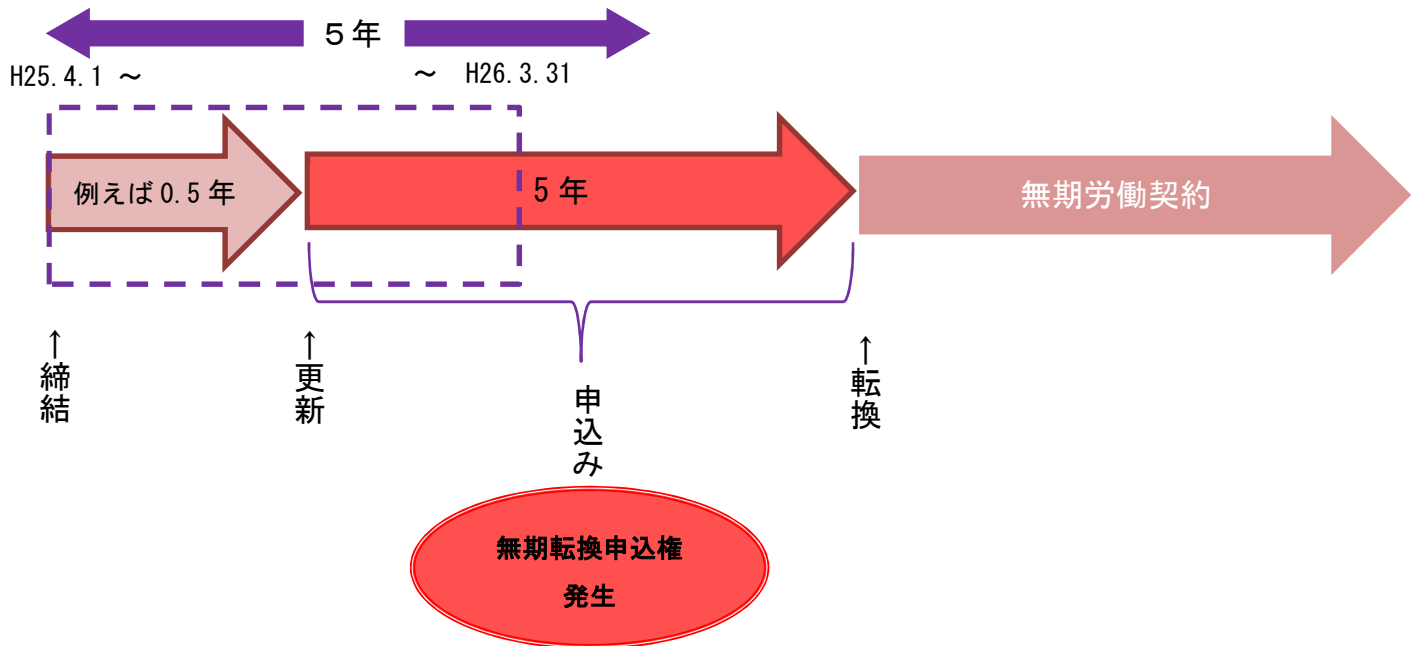
○なお、平成24年改正労働契約法附則第2項においては、平成25年4月1日より前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、通算契約期間には算入しないこととされています。

【③参照】

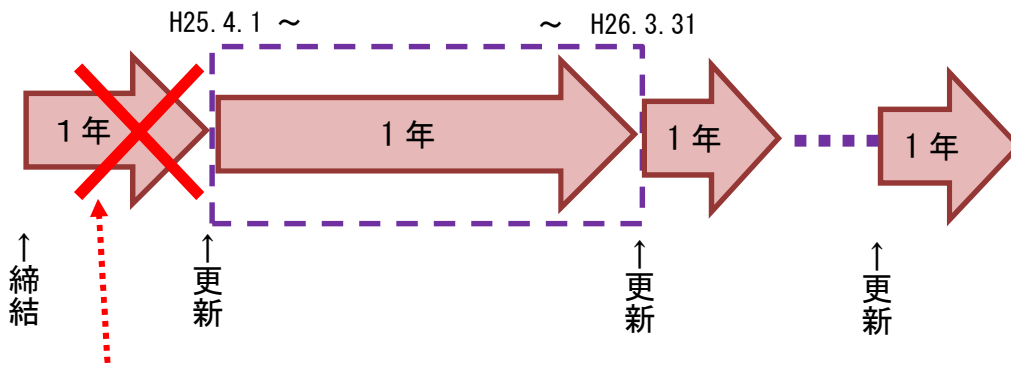
【①：特例の対象（5年ではなく10年）となる場合】



【②：従前の例（平成25年4月1日以降5年の通算契約期間）となる場合】



【③：平成25年4月1日より前からの労働契約は通算期間には不算入】



H25.4.1より前からの労働契約期間は通算契約期間に算入しない

【参照条文】

○労働契約法（平成19年法律第128号）（抄）

（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）

第十八条 同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。）の契約期間を通算した期間（次項において「通算契約期間」という。）が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とする。

附則（平成24年法律第56号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

※注：ただし書に規定する規定の施行の日は平成25年4月1日

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正後の労働契約法（以下「新労働契約法」という。）第十八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第一項に規定する通算契約期間には、算入しない。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）（抄）

第十五条の二 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

一～三 （略）

○大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（抄）

第七条 第五条第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定による任期の定めがある労働契約を締結した教員等の当該労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

【参照条文】

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）（抄）

附則（平成25年法律第99号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条の改正規定、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第四条から第八条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者であつて附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前に労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 （略）

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 新大学教員任期法第七条第一項の教員等であつて一部施行日前に労働契約法第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

【本件問合せ先】

○「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」の解釈について

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課 03-5253-4111（内線 4051）

○「大学の教員等の任期に関する法律」の解釈について

文部科学省高等教育局大学振興課 03-5253-4111（内線 3371）

有期労働契約の新しいルールができました

労働契約法改正のポイント

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。今回の改正では、有期労働契約について、下記の3つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。

改正法の3つのルール

I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日

II：平成24年8月10日（公布日）

IとIII：平成25年4月1日

有期労働契約は、パート労働、派遣労働をはじめ、いわゆる正社員以外の労働形態に多く見られる労働契約の形式です。有期労働契約で働く人は全国で約1,200万人と推計されます。

有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

労働契約法の改正は、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

（なお、派遣社員は、派遣元（派遣会社）と締結される労働契約が対象となります。）

有期労働契約の利用に当たり、法改正の趣旨および内容を十分ご理解いただくよう、お願いいたします。



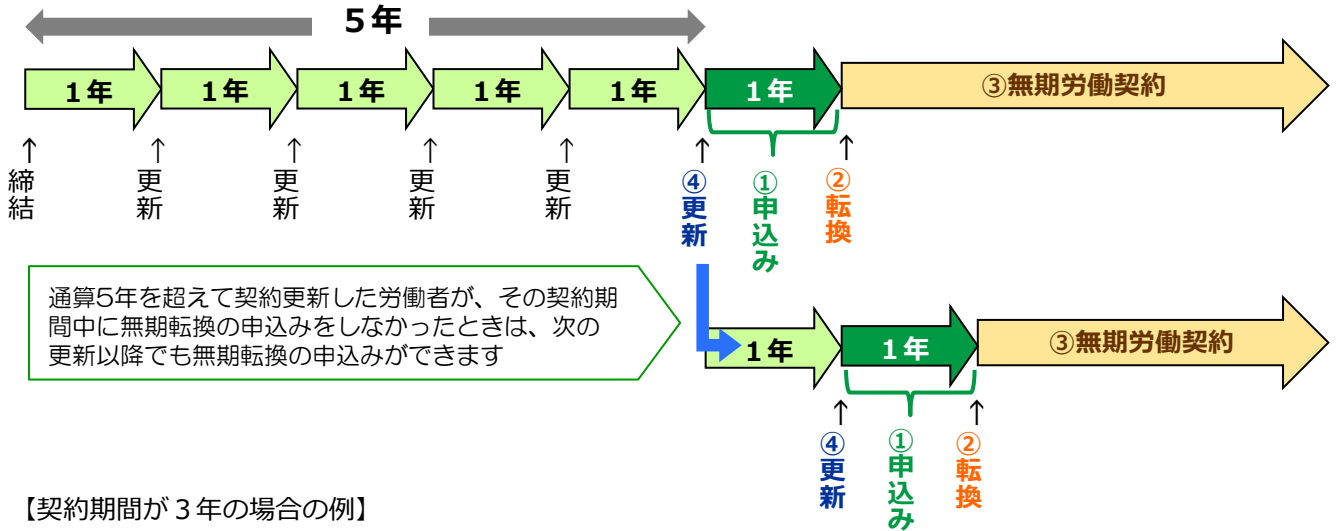
I 無期労働契約への転換（第18条）

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。

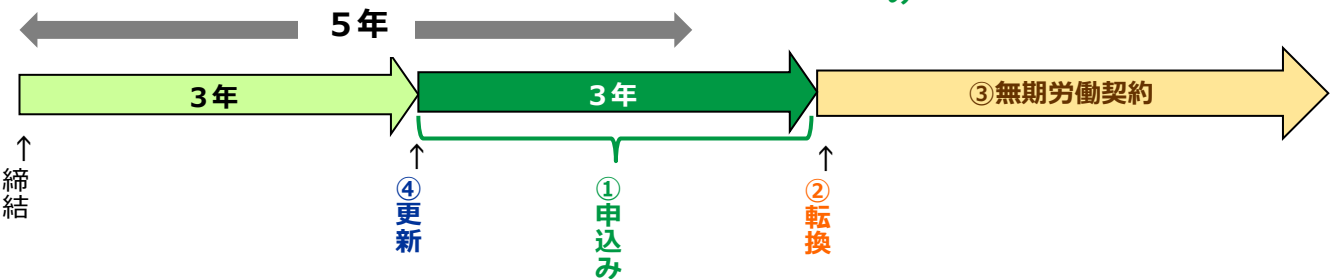
※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。
平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含めません。

無期転換の申込みができる場合

【契約期間が1年の場合の例】

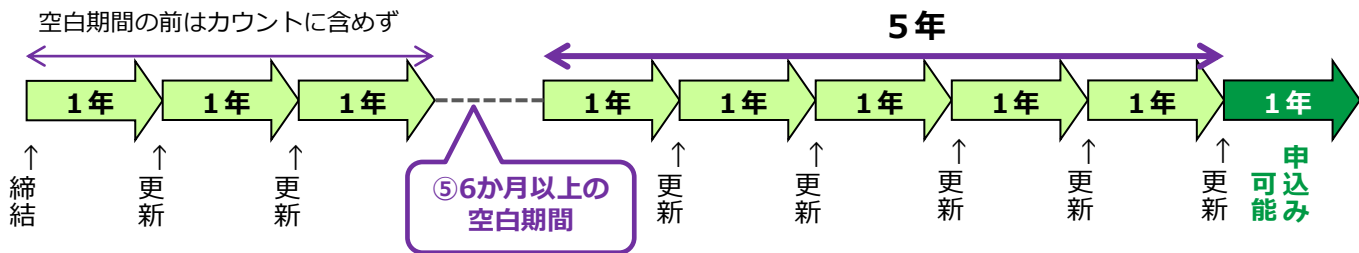


【契約期間が3年の場合の例】



- ①申込み…平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができます。
- ②転換…無期転換の申込み（①）をすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約（③）がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。
①の申込みがなされると③の無期労働契約が成立するので、②時点で使用者が雇用を終了させようとする場合は、無期労働契約を解約（解雇）する必要がありますが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合」には、解雇は権利濫用に該当するものとして無効となります。
- ③無期労働契約…無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。
「別段の定め」とは、労働協約、就業規則、個々の労働契約（無期転換に当たり労働条件を変更することについての労働者と使用者との個別の合意）が該当します。
なお、無期転換に当たり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。
- ④更新…無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません（法の趣旨から、そのような意思表示は無効と解されます）。

通算契約期間の計算について（クーリングとは）



⑤空白期間…有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません。これをクーリングといいます。

上図の場合のほか、通算対象の契約期間が1年未満の場合は、その2分の1以上の空白期間があればそれ以前の有期労働契約は通算契約期間に含めません（詳細は厚生労働省令で定められています）。

II 「雇止め法理」の法定化（第19条）

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了します。これを「雇止め」といいます。雇止めについては、労働者保護の観点から、過去の最高裁判例により一定の場合にこれを無効とする判例上のルール（雇止め法理）が確立しています。今回の法改正は、雇止め法理の内容や適用範囲を変更することなく、労働契約法に条文化しました。

次の①、②のいずれかに該当する有期労働契約が対象になります。

- ① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの
★最高裁第一小法廷昭和49年7月22日判決(東芝柳町工場事件)の要件を規定したもの
- ② 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由(※)があると認められるもの
★最高裁第一小法廷昭和61年12月4日判決(日立メディコ事件)の要件を規定したもの

- (※) 1. 合理的な理由の有無については、最初の有期労働契約の締結時から雇止めされた有期労働契約の満了時までの間におけるあらゆる事情が総合的に勘案されます。
2. いったん、労働者が雇用継続への合理的な期待を抱いていたにもかかわらず、契約期間の満了前に使用者が更新年数や更新回数の上限などを一方的に宣言したとしても、そのことのみをもって直ちに合理的な理由の存在が否定されることにはならないと解されます。

対象となる有期労働契約

要件と効果

上記の①、②のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めが認められません。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。

必要な手続

条文化されたルールが適用されるためには、労働者からの有期労働契約の更新の申込みが必要です（契約期間満了後でも遅滞なく申込みをすれば条文化されたルールの対象となります）。ただし、こうした申込みは、使用者による雇止めの意思表示に対して、「嫌だ、困る」と言うなど、労働者による何らかの反対の意思表示が使用者に伝わるものでかまわないと解されます。

Ⅲ 不合理な労働条件の禁止（第20条）

同一の使用者と労働契約を締結している、有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止するルールです。

対象となる労働条件

一切の労働条件について、適用されます。
賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれます。

判断の方法

労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、
① 職務の内容（業務の内容および当該業務に伴う責任の程度）
② 当該職務の内容および配置の変更の範囲
③ その他の事情
を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されます。
とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、上記①～③を考慮して、特段の理由がない限り、合理的とは認められないと解されます。

【参考】改正後の労働契約法（平成19年法律第128号）条文

（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）

第十八条 同一の使用者ととの間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。）の契約期間を通算した期間（次項において「通算契約期間」という。）が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とする。

2 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。以下この項において「空白期間」という。）があり、当該空白期間が六月（当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間（当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。以下この項において同じ。））が一年に満たない場合にあっては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

（有期労働契約の更新等）

第十九条 有期労働契約であって次の各号のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす。

- 一 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであって、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できると認められること。
- 二 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められること。

（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）

第二十条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用人と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

大学が当該大学以外の教育施設等と 連携協力して授業を実施する際の 留意点について

令和2年1月

文部科学省高等教育局大学振興課

大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際の留意点について

教育関係法令の観点(大学の質保証)

「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」(平成19年文科高第281号通知)より

- ✓ 大学設置基準においては、大学の授業科目について、**大学が自ら必要な教員組織等を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則**とされている。(第19条第1項)
- ✓ ただし、全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することは認められており、このような授業を行う場合には、
 - ① 授業の**内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等**の必要な事項を**協定書**に定めている
 - ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの**指導計画の下に実施**されている
 - ③ 大学の授業担当教員が**当該授業の実施状況を十分に把握**している
 - ④ 大学の授業担当教員による**成績評価**が行われる

など、**当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要**であることに留意することとされている。

労働関係法令の観点(偽装請負の防止)

「大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて」(平成18年1月文部科学省会議資料)より

- ✓ 請負契約の性質上、大学から外部講師に対して**指揮命令をすることはできないこと**に留意することが必要
- ✓ 請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望するが外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要。

→ これらのことから、一般的には、**請負契約による講師は、学長の権限と責任の下において、自ら授業を行うことが困難**であり、**その役割は、授業を行う教員を補助する業務に限定**される可能性が高い。

○大学の質保証を担保した上で請負契約による授業を行うことについて

■大学の質保証(教育関係法令の観点)

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

■偽装請負の禁止(労働関係法令の観点)

- ・請負契約の性質上、大学から外部講師に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要
- ・請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望するが外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要

両立

○専任教員が指導計画等を立てる

○同計画等に基づき、請負契約において、委託業務(語学授業等)の詳細を定める

○専任教員は授業の実施状況を把握するとともに、成績評価を行い、単位を認定

【想定される例】

・英語の授業全体を専任教員が進行しつつ、コミュニケーション部分を外部講師に担当させる

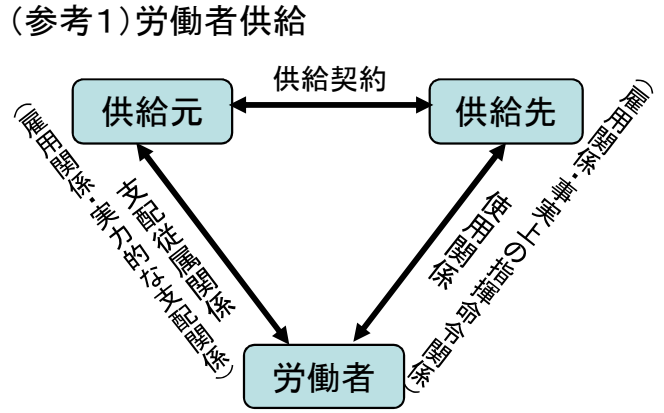
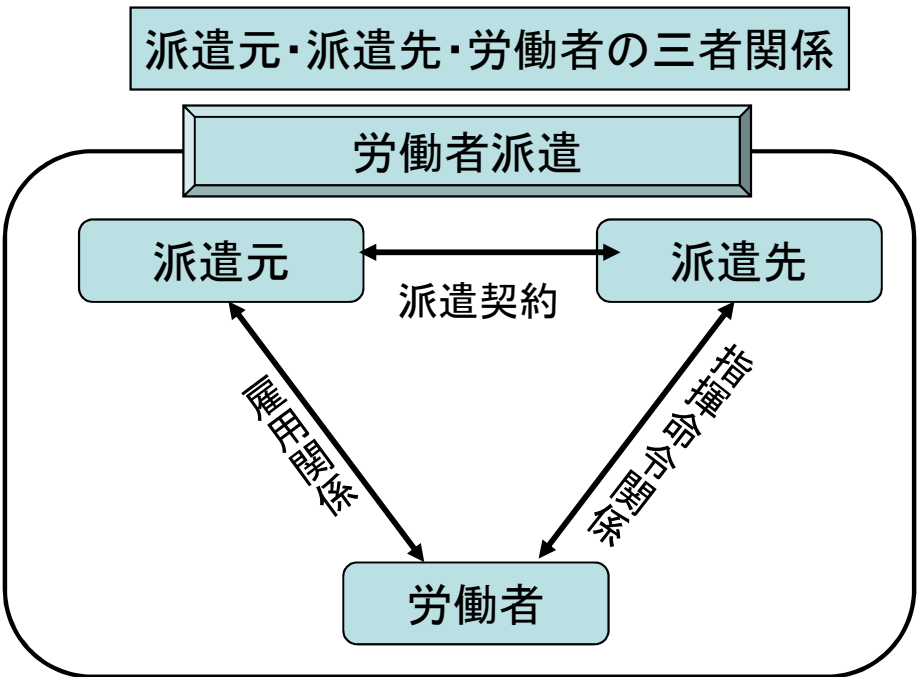
・実験や演習の授業について、分析機器や実験機器の操作・説明を外部講師に担当させる

等

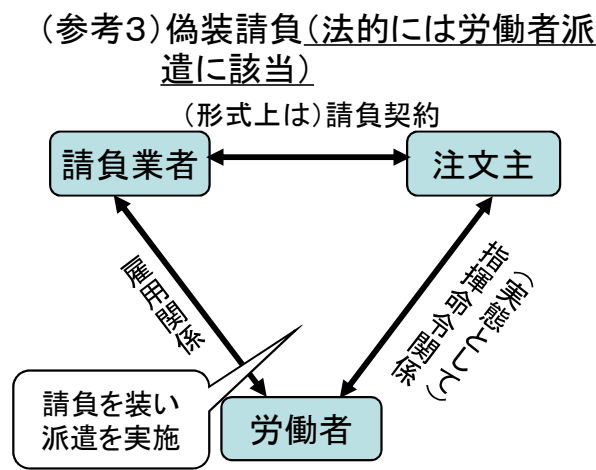
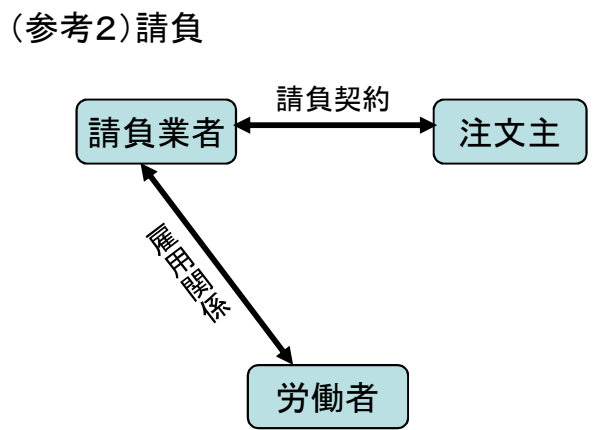
**大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際(特に請負契約による場合)は、
以上2つの観点を踏まえ、各大学において適切な実施体制を構築することが求められます。**

○ 労働者派遣等の労働力需給調整の仕組み

労働者派遣：自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。（労働者派遣法第2条第1項）



※労働者派遣に該当するものは、労働者供給に含まれない。



※ 労働者供給については、職業安定法の規定により業として行うことが禁止されている。

※ 労働者派遣は、従来の労働者供給の一形態に当たるものであるが、労働者派遣法により、一定のルールのもとに適法に事業として行えることとなったもの。

○請負と労働者派遣と偽装請負

偽装請負とは、請負、業務委託などと称して、派遣契約を締結することなく労働者派遣を行うこと。雇用主等が果たすべき責任の所在が曖昧となり、労働災害の発生等の問題に繋がる。

労働者に対する責任

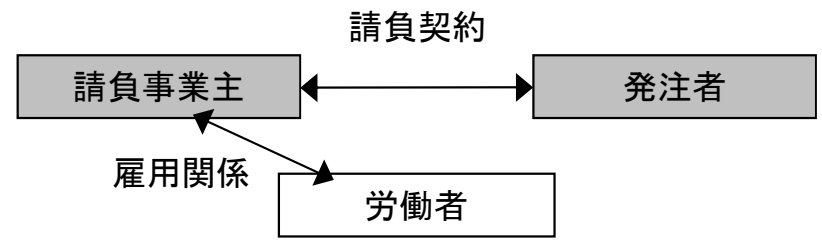
雇用主である請負事業主が「全責任」を負う

「指揮命令」に伴うもの以外の責任
 労働契約、賃金支払い、時間外協定、労災補償 等
 (実効性担保のため労働者派遣法の規定)
 許可・届出制、派遣契約の締結、責任者の設置、管理台帳の整備等

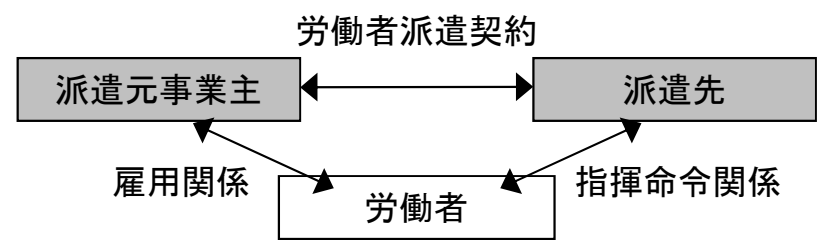


「派遣元としての責任」を果たさず

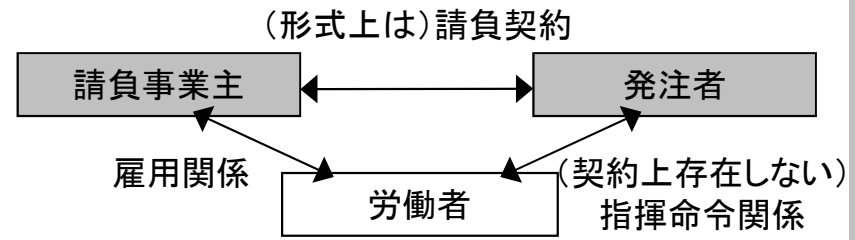
① 請負



② 労働者派遣



③ 偽装請負(実質「労働者派遣」に該当)



労働者に対する責任

発注者は責任を負わない
 (雇用関係も指揮命令関係もない)

「指揮命令」に伴う使用者責任
 危険防止措置、健康障害防止措置、労働時間管理 等
 (実効性担保のため労働者派遣法の規定)
 派遣契約の締結、責任者の設置、管理台帳の整備等



「指揮命令に伴う責任」を果たさず

○「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」 (昭和61年労働省告示第37号)

【目的】

労働者派遣法の適正な運用のためには、労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があります。この基準は、労働者派遣事業か請負により行われる事業かを区分することを目的として定められています。

区分基準の柱

偽装請負にならないためには①

自己の労働者を直接利用していること。つまり、発注者から指揮命令を受けずに業務処理を行っていること。

偽装請負にならないためには②

請け負った業務を自己の業務として相手方から独立して処理していること。

具体的には、

- 業務の遂行方法に関する指示
- 労働時間等に関する指示
- 配置決定や服務規律に関する指示などを請負事業主が行っているかによって判断している。

具体的には、

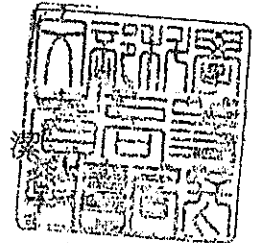
- 資金の調達・支弁関係
- 法的責任関係
- 単なる労働力の提供ではないことによって判断している。

19文科高第281号
平成19年7月31日

各国公立大学長
各国私立高等専門学校長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

殿

文部科学省高等教育局長
清水



(印影印刷)

大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）が、また、別添2のとおり、平成19年文部科学省告示第114号が、それぞれ平成19年7月31日に公布され、平成20年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成17年1月の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」における提言等を踏まえ、社会の信頼に応える高等教育の実現のため、学部等における教育力向上のための必要な措置を講じるとともに、その教育の質を保証する上で備えるべき基準をより明確にするものであります。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）

（1）改正の概要

1 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

① 教育研究上の目的の明確化

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。 （第2条の2関係）

- ② 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
- ア 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。(第7条第4項関係)
- イ 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。(第40条の2関係)
- ③ 授業科目の開設
- 大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。(第19条第1項関係)
- ④ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準
- 大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。(第21条第2項第3号関係)
- ⑤ 成績評価基準等の明示等
- 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(第25条の2関係)
- ⑥ 教育内容等の改善のための組織的研修等
- 大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。(第25条の3関係)
- ⑦ 科目等履修生等の受入れ
- ア 大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。(第31条第3項関係)
- イ 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。(第31条第4項関係)
- ⑧ 施設の専用等
- ア 大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。(第36条第1項関係)
- イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。(別表第3イの表備考第6号関係)

2 高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の一部改正

① 教育上の目的の明確化

高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定め、公表するものとする。こと。（第3条の2関係）

② 授業科目の開設

高等専門学校は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。こと。（第17条第1項関係）

③ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準

高等専門学校が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。（第17条第4項第3号関係）

④ 成績評価基準等の明示等

高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。こと。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。こと。（第17条の3関係）

⑤ 教育内容等の改善のための組織的研修等

高等専門学校は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。こと。（第17条の4関係）

⑥ 科目等履修生等の受入れ

ア 高等専門学校は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。こと。（第21条第2項関係）

イ 高等専門学校は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。こと。（第21条第3項関係）

⑦ 施設の専用等

ア 高等専門学校は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。こと。（第23条第1項関係）

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該高等専門学校と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校の教育に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとする。こと。（第24条第5項関係）

3 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

- ① 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
 - ア 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。 (第8条第6項関係)
 - イ 大学院は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。 (第22条の2関係)
 - ② 授業科目の開設
大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。 (第11条第1項関係)
 - ③ 科目等履修生等の受入れ
科目等履修生等を受け入れる場合の人数については、大学設置基準の規定を準用するものとする。 (第15条関係)
 - ④ 施設の専用
大学院には、専用の講義室等を備えるものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないこととする。 (第19条関係)
- 4 短期大学設置基準 (昭和50年文部省令第21号) の一部改正
- ① 教育研究上の目的の明確化
短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。 (第2条の2関係)
 - ② 授業科目の開設
短期大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。 (第5条第1項関係)
 - ③ 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準
短期大学が、一の授業科目について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法を定めること。 (第7条第2項第3号関係)
 - ④ 成績評価基準等の明示等
短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 (第11条の2関係)
 - ⑤ 教育内容等の改善のための組織的研修等
短期大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 (第11条の3関係)
 - ⑥ 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備
 - ア 短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、

当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。 (第20条第4項関係)

イ 短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。 (第33条の2関係)

⑦ 科目等履修生等の受入れ

ア 短期大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。 (第17条第3項関係)

イ 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、これらの者の人数は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数等を踏まえ、適当な人数とするものとする。 (第17条第4項関係)

⑧ 施設の専用等

ア 短期大学は、専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでないものとする。 (第28条第1項関係)

イ 基準校舎面積は専用部分の面積とし、当該短期大学と他の学校等が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、基準校舎面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができるものとする。 (別表第2イの表備考第6号関係)

5 専門職大学院設置基準 (平成15年文部科学省令第16号) の一部改正

① 授業科目の開設

専門職大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。 (第6条関係)

6 その他所要の省令の規定の整備を行ったこと。

(2) 留意事項

1 教育研究上の目的の明確化に関する事項

大学設置基準第2条の2の規定による目的の策定に当たっては、各大学のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。

2 二以上の校地において教育を行う場合における教員並びに施設及び設備に関する事項

大学設置基準第7条第4項は、大学が二以上の校地において教育を行う場合についても、同第7条第1項から第3項までの規定の考え方の下、それぞれの校地において必要な教育体制がとられるべきことを明確化する趣旨であること。また、その場合において、校地が隣接はしていないものの極めて近接しており、学生に対する日常的な学習相談、進路指導、厚生補導等が支障なく行うことができる体制にある場合など例外的な場合以外については、それぞれの校地における教育体制の核となる専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くことを求めたものであること。

大学設置基準第40条の2は、教員と同様に、施設及び設備についても、それぞれの校地において実際に行われる教育研究に支障のないように整備すべきことを明確化する趣旨であること。

3 授業科目の開設に関する事項

大学設置基準第19条第1項は、大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨であること。ここでいう「必要な授業科目」とは、各大学が定める卒業の要件を満たす単位数に算入することのできる授業科目を想定していること。

ただし、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められるものであること。なお、このような授業を行う場合には、例えば、

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

4 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準に関する事項

大学設置基準第21条第2項第3号は、一の授業科目について、講義と実習などの複数の授業の方法を組み合わせた授業科目の導入が容易にできるよう、その取扱いを明確化したものであること。

なお、同項同号の規定により単位数を計算する場合においても、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするものであること。また、「前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間」を定めるに当たっては、例えば、講義と実験とを組み合わせる授業科目の場合は、

講義及び実験の授業時間数をそれぞれ x 、 y とすると、 $ax + by$ (a : 1 単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である 45 時間を同項第 1 号の規定により講義について 15 時間から 30 時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値、 b : 同じく 45 時間を同項第 2 号の規定により実験について 30 時間から 45 時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値) が 45 となるように x 及び y の値を定めること。

5 科目等履修生等の受入れに関する事項

大学設置基準第 31 条第 3 項の「相当数」については、個別具体の事例に則して判断されることになるが、例えば、科目等履修生等の数を履修科目の単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合などが想定されること。

同条第 4 項の「第 24 条の規定を踏まえ」については、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を踏まえるという趣旨であること。

6 成績評価基準等の明示等に関する事項

大学設置基準第 25 条の 2 第 2 項に規定する学修の成果に係る評価等の基準については、各大学が作成するいわゆるシラバスに記載するなど、学生に対して明確に提示するよう留意すること。

7 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する事項

大学設置基準第 25 条の 3 の規定によるいわゆるファカルティ・ディベロップメント (FD) については、これまで努力義務であったものを義務化するものであるが、これは大学の各教員に対し義務付けるものではなく、各大学が組織的に実施することを義務付けるものであること。これを踏まえ、各大学においては、授業の内容及び方法の改善につながるような内容の伴った取組を行うことが望まれること。

8 施設の専用等に関する事項

大学設置基準第 36 条第 1 項は、大学の施設は、他の機関との共用ではなく当該大学の専用であることが原則であることを明確にしたものであること。また、「教育研究に支障がないと認められるとき」とは、例えば、大学設置基準に定める基準校舎面積を超えて校舎を有し、その超えている部分を他の機関と共用する場合などが想定されること。

なお、大学が、教育上支障のない場合に、一時的に大学の施設を社会教育その他公共のために利用させることは、学校教育法第 85 条の規定により認められていること。

大学設置基準別表第 3 イの表備考第 6 号については、同一敷地内又は隣接地に大学と短期大学、高等専門学校又は専門学校等を置いている場合に、それぞれの学校等の基準校舎面積を合算した面積を全体として有していれば、教育研究に支

障がない限度において共用を認めるという趣旨であること。

9 その他

上記1～8に記載する事項は、大学設置基準だけでなく、高等専門学校設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準における同様の改正事項についても、同様の考え方であること。なお、上記1、4、6及び7については、平成18年の大学院設置基準の改正により、大学院について既に措置されているものであること。

第二 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部改正（平成19年文部科学省告示第114号）

- 1 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「遠隔授業」については、大学教育の質を保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において学生に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うこととしたこと。

ここでいう「指導補助者」は、当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。

- 2 なお、短期大学及び高等専門学校についても、これらと同様の告示の改正を行うこと（平成13年文部科学省告示第52号及び同告示第53号）。

第三 施行期日

本通知に係る省令及び告示については、平成20年4月1日から施行することとしたこと。

(本件担当)

高等教育局大学振興課法規係
電話：03-5253-4111(内線2493)

大振-8

大学において請負契約等に基づいて授業を行うことについて

平成18年1月

- 学校教育法の規定上、大学の教学面の権限と責任は学長に委ねられていることから、日々の授業の実施についても、教育課程の編成等と同じく、学長の権限と責任の下で展開されることが必要。
→このことから、大学の「教員」にも、学長の権限と責任の下に授業を行うことが求められている



近時、大学と企業が「請負契約」を締結し、企業に雇用されている者が、当該契約に基づき「外部講師」として大学において授業を行う（単独で/授業を行う教員の補助者として）ような構想が散見されるが、この場合、以下の諸点に留意すべきであるので、その具体的な取扱いについては、文部科学省及び所管の地方労働局等の確認を得ることが望ましい。

【留意点】

<大学教員の位置付け>

- ◆学校が責任をもって教育を実施するには、実際に教育にあたる教員について、人事権、懲戒・分限権、指揮・監督権を学校が有することが必要であり、そのためには、教員は当該学校に直接に雇用される者であることが一般的である。

<請負契約の性質>

- ◆請負契約の性質上、大学から当該外部講師に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要。
- ◆請負契約の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望する外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要。

→これらのことから、一般的には、請負契約による講師は、学長の権限と責任の下において、自ら授業を行うことが困難であり、その役割は、授業を行う教員を補助する業務に限定される可能性が高い。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

研究・教育に関する求人公募について

令和2年1月

文部科学省高等教育局大学振興課

事務連絡
令和元年5月28日

各国公立大学事務局 御中
各大学共同利用機関法人事務局

文部科学省
高等教育局大学振興課
高等教育局国立大学法人支援課
高等教育局私学部私学行政課
研究振興局学術機関課

大学等における求人公募のオンライン化の推進について

各大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）が、それぞれの理念・目的に基づき、多様で個性ある教育研究を推進していくためには、大学等の教育研究の中心を担う教員に優れた人材を確保し、これらの者がそれぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮できるよう、教員の人事の在り方について改善を図っていくことが必要です。一方、教員の人事は、大学等の自治の下、各大学等がその責任に基づき適正に行うべきであり、各大学等が自ら改善の努力を行っていくことが基本です。

このような観点から、これまで各大学等においては、教員の採用の在り方に関し、公募制の活用等、自主的な改善が進められてきたものと承知しております。

一方、科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、人材の多様性確保と流動化の促進の観点から、「海外派遣中の研究者等が応募しやすい公募・採用プロセスの工夫」等の取組が求められています。また、近年、国外の研究者等から文部科学省に対し、国内の大学等・研究機関における求人公募に際し、応募・面接の方法がそれぞれ郵送・対面に限定されていることなどが、特に若手研究者にとっては費用等の面で応募上の障壁になっているとの御意見が寄せられています。

このような状況を踏まえて、文部科学省としても、本年4月23日に公表した「研究力向上改革2019」において、「求人公募における海外からの応募に係る負担の軽減（Web応募の拡大等）」を改革事項として掲げたところです。

文部科学省では、これまで、複数の大学及び国立研究開発法人の求人公募における応募・面接のオンライン化の取組事例を収集してきたところであり、この度、別紙のとおり、大学及び国立研究開発法人における取組事例をお示しすることとしました。

各大学等においては、本事例も参考にしながら、特に国外の研究者が応募・面接にあたり不利益を被ることのないよう、求人公募における応募・面接のオンライン化の

推進に努めていただくよう、お願いいたします。特に、研究大学や、国際的な研究活動を行う大学・学部等においては、国際的な頭脳循環の加速による我が国の研究力の向上の観点からも、積極的な取組が期待されます。

また、求人公募の具体的な手続については、各部局や、教員による選考委員会等の裁量に委ねられている場合等も多いと考えられることから、各大学等の事務局においては、本事務連絡の内容について学内に十分周知するとともに、全学的な取組の推進に取り組むようお願いいたします。

なお、国立大学等においては、「人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」（平成31年2月25日文部科学省）に同様の記載がされていることを踏まえ、これらの取組を進めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

(本事務連絡全般について)

高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3338）

(国立大学について)

高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3760）

(大学共同利用機関について)

研究振興局学術機関課機構総括係

電話：03-5253-4111（内線 4302）

(公立大学について)

高等教育局大学振興課公立大学係

電話：03-5253-4111（内線 2418）

(私立大学について)

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2532）

大学及び国立研究開発法人における採用応募・面接のオンライン化の取組事例

(文部科学省調べ)

○応募の受付方法について

- ・オンライン応募について、一律郵送とするのではなく、
(例1) 郵送による応募とオンラインによる応募を選択可能としている。
(例2) 郵送を原則としつつ、一定の条件(例：海外在住者)を満たす場合にはオンライン応募を可能としている。
- ・オンラインによる応募書類の提出方法としては、
(例1) 大学・国立研究開発法人の e-mail アドレスでの受付を行っている。
(例2) JREC-IN Portal「WEB 応募機能」での受付を行っている。

(参考) JREC-IN Portal「WEB 応募機能」 Web 応募のメリットと注意事項
https://jrecin.jst.go.jp/offer/html/help_detail/katsuyou/loginato/agency00.html
- ・容量が大きいデータの受付については、オンラインストレージを活用している。
- ・オンラインによる受付の場合、受信確認を必ず行うことにより、システム障害による不着のリスクの回避を図っている。
- ・書類の提出は原則オンライン化しつつも、原本が必要な書類(例：最終学歴の卒業証明書等)については、応募時ではなく最終選考時もしくは採用時まで提出させている。
- ・厳封が必要な推薦状については、応募者本人からの郵送を基本としつつ、特に国外の応募者については、推薦元の教授等から大学にメール等で直送することを認めている。

○面接の方法について

- ・テレビ会議システムやビデオ通話ツール等を用いたオンライン面接を一律に不可とするのではなく、
(例1) 最終面接は対面を原則としつつも、海外在住者については、1次面接はオンライン面接を可能としている。
(例2) 職階・職種や雇用形態の違いを踏まえて柔軟に対応している。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

大学設置基準等の改正等について

令和2年1月

文部科学省高等教育局大学振興課

「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」について

学位プログラムの現状と課題

【定義】

- ✓ 「学位プログラム」とは、大学等において、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得させるように体系的に設計された教育プログラム。

【現状】

- ✓ 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 提供される学位プログラムの一対一の関係が原則。

【課題】

- ✓ 急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズ等の変遷や、研究上の要請や教育上の要請に必ずしも柔軟に対応できていない。
- ✓ 組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域や学際領域の教育に機動的に対応できない。

○ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（抜粋）

大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置可能とする。

既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成し、その修了者に学位を授与することが可能な「学部等連係課程実施基本組織※」を設置可能とするため、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正。（令和元年8月13日施行）

※4年制大学の場合。大学院の場合は研究科等連係課程実施基本組織、短期大学の場合は学科連係課程実施学科。以下同じ。

学部等連係課程実施基本組織の位置づけ

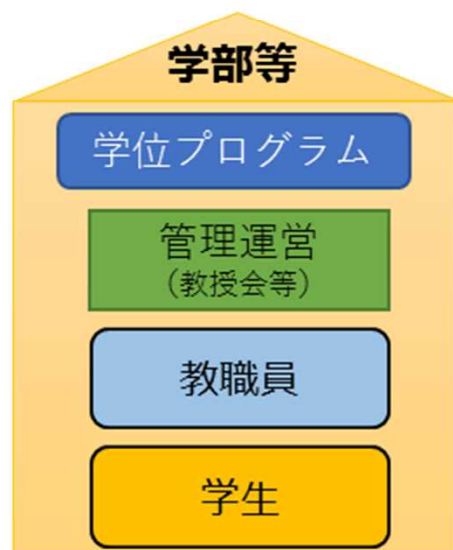
- ✓ 大学は、**分野横断的な教育課程を実施する上で特に必要**があり、**教育研究に支障がないと認められる場合には、複数の既存学部等**※（以下「連係協力学部等」という。）**との緊密な連係及び協力の下、それらが有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて学部等連係課程実施基本組織を置くことができるものとする。** ※学部等：大学の学部及び学部以外の基本組織、大学院の研究科及び研究科以外の基本組織並びに短期大学の学科をいう。以下同じ。

制度イメージ

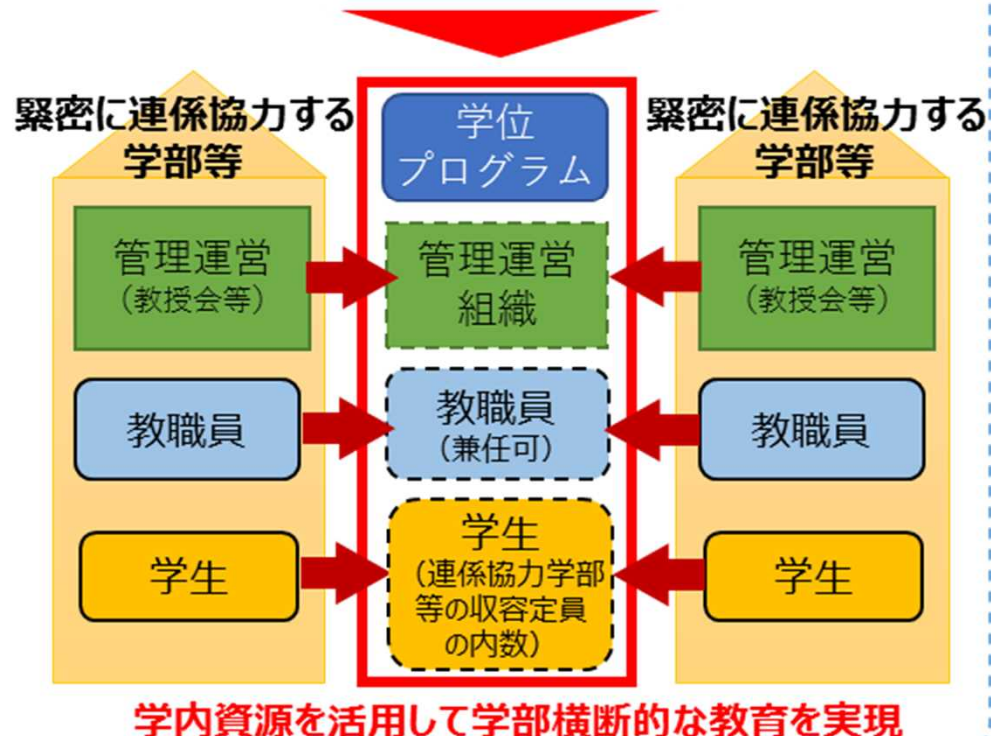
※学部段階(学部等連係課程実施基本組織)の例

【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 =
教員が所属する組織 =
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連係課程実施基本組織】



教員組織

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の**専任教員は、類似する学部等の場合と同じ数を置くものとする。ただし、教育研究に支障を生じない場合には、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。**（兼任）

※ 新たな学位プログラムの実施に当たっては、各大学等においては一層、各個々の教員の勤務状況を適切に把握し、当該教員の勤務環境に十分に配慮するとともに、各従事比率（エフォート）の管理等を通じて、各当該教員の教育研究に支障が生じることがないように、各適切な措置を講じることが求められる。（施行通知において周知）

専任教員数、校舎面積、附属施設

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。**

収容定員

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織の**収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数**とし、当該組織ごとに学則において定めるものとする。
- ✓ 各連係協力学部等の収容定員のうち**学部等連係課程実施基本組織等の収容定員として活用する内訳についてもあらかじめ定める**ものとし、入学希望者や在学生等が混乱することのないよう募集要項や学部則等において明示するものとする（施行通知において周知）

学生組織

- ✓ 学生の学籍管理については、**所属する学部等連係課程実施基本組織等において行うことのほか、各連係協力学部等において行うことや当該組織等と連係協力学部等とが共同して行うことなどが想定**されるが、各大学等において適切に判断。（施行通知において周知）
- ✓ また、各大学等においては、**所属する学部等連係課程実施基本組織等に対する学生の所属意識を醸成するための取組が期待**される。（施行通知において周知）

設置手続

- ✓ 学部等の設置の場合と同様に、学部等関係課程実施基本組織の設置が、**大学が授与する学位の分野等の変更を伴う場合には認可**、**伴わない場合には届出**の対象となる。
- ✓ 当該基本組織等が学内資源を活用して設置されることに鑑み、当該基本組織等の設置を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、届出設置の場合については**提出書類を軽減するとともに届出期間を短縮**する。

設置の種類		学部等の場合	学部等関係課程実施基本組織の場合
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴う設置	➡	認可	認可
当該大学の授与する学位の分野等の変更を伴わない設置	➡	届出	届出

- 提出書類：「校地校舎等の図面」「教員個人調書」「教員就任承諾書」を提出不要に
- 届出期間：開設前年度の12月末 → 開設2か月前

質保証、教学管理体制

- ✓ 大学は、**学部等関係課程実施基本組織を設置する際には、学位プログラムごとに3つのポリシーを定め、これに基づき教育活動を行うことが望ましい。**
- ✓ 関係協力学部等と連携して管理運営組織（委員会等）を設け、学生への学位に関する審査、教育指導、成績評価等を実施するなど、責任ある**教学管理体制を整備**することが極めて重要。
（いずれも施行通知において周知。）

実務家教員の登用促進に向けた大学設置基準改正

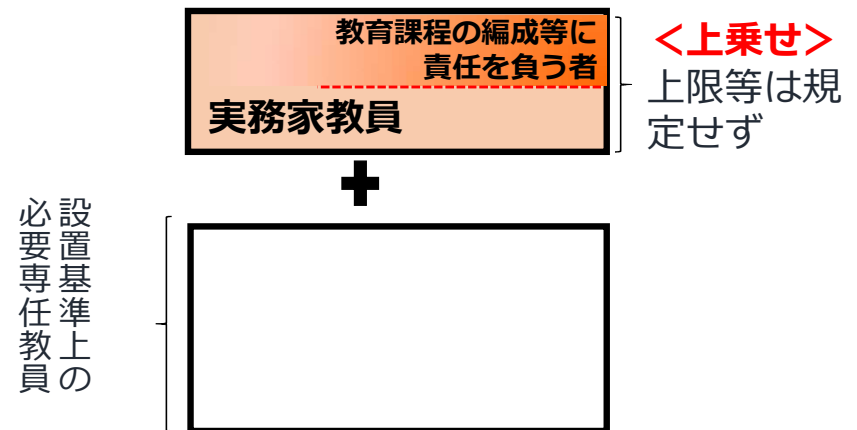
改正の背景

- ✓ 大学等において、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う機会を確保するという観点や、A I ・ I T 等の新たな社会的ニーズが生まれている分野における高度専門人材の育成の在り方を革新する観点等からも、学部段階から、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開が期待。
- ✓ 実務の観点を踏まえた教育課程・授業の改善を促すには、これらのプロセスに、実務家などの学外の人的資源を参画させることが必要。

実務家教員の配置

- ✓ 大学設置基準第十三条に規定する必要専任教員数に加え、大学において、**実務家教員を置くことができる旨を確認的に規定。**
(令和元年8月13日施行)
- ✓ 実務家教員の定義については、専門職大学院等と同様、「**専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者**」とする。

■ 今般の改正イメージ



実務家教員と教育課程の関わり

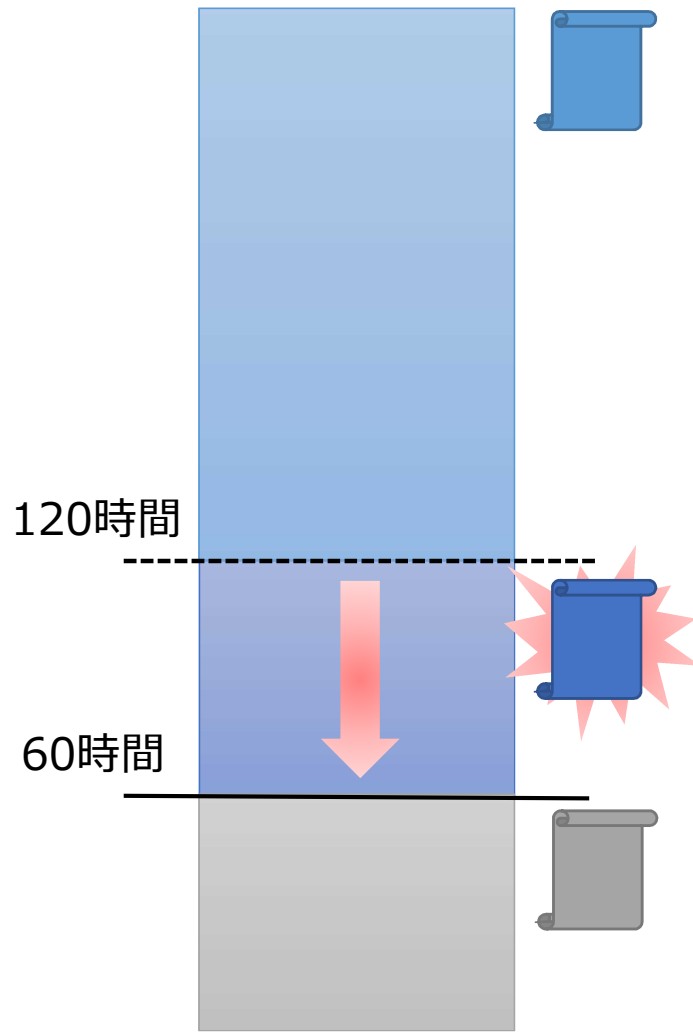
- ✓ 実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、**大学は実務家教員が一年につき、六単位以上の授業科目を担当する場合には、当該教員が教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うよう努めることとする。**

留意事項（令和元年8月13日付け施行通知より抜粋）

- ✓ 今般の改正は、実務の経験及び高度の実務の能力を有する者の大学教育への参画を促すことにより、大学が社会のニーズ等を踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員（以下「実務家教員」という。）について、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合には、教育課程の編成について責任を担うこととするよう、大学が努めるべきものとするものであること。なお、ここでいう実務家教員については、職位や雇用形態の別を問わず、また、改正省令施行の際現に大学に在職する教員を含むこと。
- ✓ 実務家教員の実務の能力については、保有資格、実務の業績及び実務を離れた後の年数等により、判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、おおよその目安として、10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮されること。
- ✓ 実務家教員に求められる具体的な人材像や、配置すべき実務家教員の数は、各大学・学部等の目的や学問分野の特性等によって異なるため、各大学・学部等において適切に判断すべきものであること。
- ✓ 教育課程の編成への参画の在り方については、例えば、教授会や教務委員会等への参画等が考えられるが、これらに限られるものではなく、各大学において適切に判断すべきものであること。なお、ここでいう参画とは、単に教授会や教務委員会等に参加させれば足りるという趣旨ではなく、授業科目の内容及び方法の改善につながるような、実質を伴った取組を行うことが期待されること。
- ✓ 実務家教員は、実務に関する豊富な知識・技能等を有する一方、必ずしも大学における教育活動に熟練しているとは限らないため、各大学において積極的に大学設置基準第25条の3等に基づき実施するものとされている授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（いわゆる「ファカルティ・ディベロップメント」のこと。）に参加させるよう努めること。
- ✓ 大学の教育内容をより実践的なものにするためには、実務家教員の参画を促すのみならず、各大学が教育内容について不断の見直しを図り、その過程に全ての教員が主体的に関与することが期待されること。なお、教育内容の見直しに当たっては、学部等連係課程実施基本組織等の活用も考えられること。

履修証明制度【改善策①】—最低時間数の見直し—

- 履修証明制度の最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直す。
→ 平成31年4月施行



60時間以上であって、
学校教育法施行規則の要件を満たす取組について、新たに、
学校教育法に基づく履修証明書を交付できることにする。

⇒職業実践力育成プログラム（BP）認定制度においても、
60時間以上の短期プログラムを認定対象に。

<期待される効果>

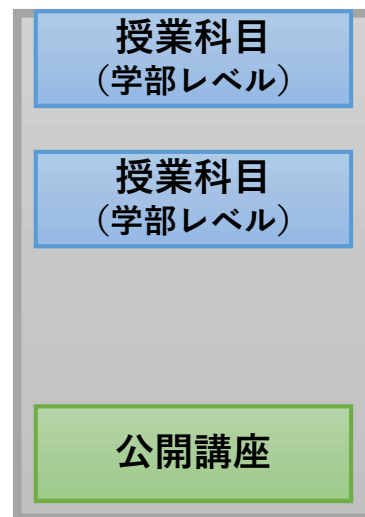
- 魅力的な短期プログラム（短期だが一定のまとまりのある体系的・実践的な教育プログラム）の供給を促進。
- 社会人等のリカレント教育の機会として、大学等における履修証明プログラムの活用を促進。

履修証明制度【改善策②】—履修証明プログラムに対する単位授与—

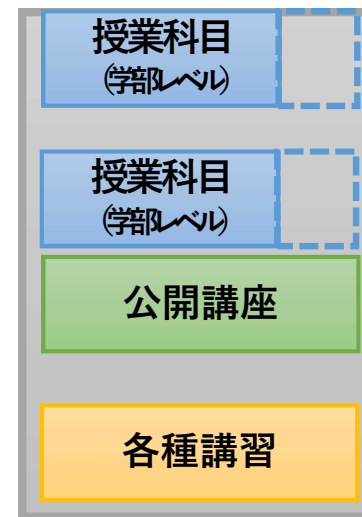
- 履修証明プログラムの実施大学において、内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して**単位授与の際の目安を設定**するものとする。
- その上で、**履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能**とし、**大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用**できるようにする。
(ただし、科目等履修生としての単位授与と重複することが無いように留意が必要。)
- 更に、**大学以外の教育施設等における学修の単位認定** (大学設置基準第29条)、**入学前の既修得単位等の認定** (大学設置基準第30条) の対象とし、**学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げに活用**できるようにする。

(令和元年8月13日施行)

【単位授与の際の目安の設定イメージ】



- ・学部の応用的な内容
- ・履修時間：60時間
- ・演習課題やレポート課題
- ・**5単位相当**



- ・学部の基礎的な内容
- ・履修時間：60時間
- ・修了試験や出席状況
- ・**2単位相当**

【参考】履修証明制度の概要

対象者：**社会人**（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）

内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、**体系的な知識・技術等の習得**を目指した教育プログラム

期 間：目的・内容に応じ、**総時間数60時間以上**で各大学等において設定

証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した**履修証明書を交付**

質保証：プログラムの**内容等を公表**するとともに、各大学等においてその**質を保証するための仕組みを確保**

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

創 設：**平成19年の学校教育法の改正により創設され、同年12月26日から施行。**

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第百六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによる。

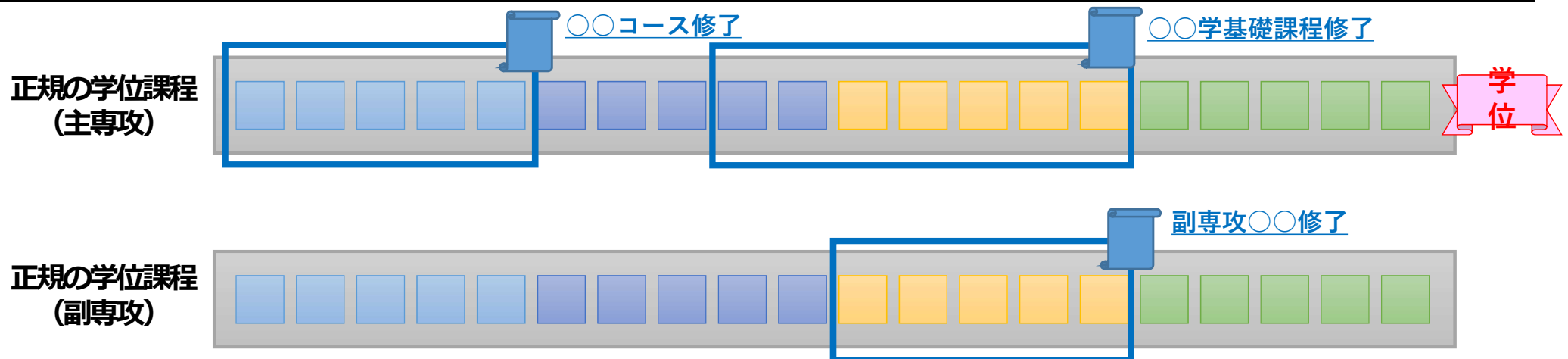
5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6 大学は、学校教育法第百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

学修証明書の交付

- 入学後の経済状況の変化による中途退学や学部選択のミスマッチへの対応のためには、**正規の学位課程の一部を修了した者の学修証明**（「副専攻〇〇修了」「〇〇コース修了」等）を交付し、**就職・転職活動や転部・転学の際に活用できるようにすることが有益**であると考えられる。
- また、現代社会においては、生涯を通じて、最新で最高度の知識・技能等を身につけ、その能力を向上させ続けることが必要とされているが、**社会人の学び直しニーズが多様化**しており、正規の学位課程で学位の取得をめざすのみならず、ユニット的・モジュール的に、**科目等履修生として正規の学位課程の一部を修了**することも想定され、このような学びに対する**学修証明の社会的意義**が高まっている。
- こうした状況を踏まえ、今般、大学の正規の学位課程のうち、一定のまとまりのある一部（「体系的に開設された授業科目の単位」）を修得した学生又は科目等履修生に対し、その事実を証する**学修証明書を交付することについて、法令上位置づけた**。（令和元年8月13日施行）



単位互換制度の運用に係る 基本的な考え方

(令和元年8月13日付け元文科高第328号別添3)

- 『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』（平成30年11月26日 中央教育審議会）における提言を受けて、**「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方」を整理し、令和元年8月13日付けの高等局長通知で周知したところ。**

3. 多様で柔軟な教育プログラム

（多様で柔軟な教育プログラム）

また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。

< 具体的な方策 >

大学間の連携による教育プログラムの多様化

- 大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設する必要がある。一方で、他大学等の単位を一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る「単位互換制度」が設けられており、その具体的な運用は各大学の判断に委ねられている。

単位互換制度が大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的な運用が行われるよう、基本的な考え方を改めて明示する。

- 単位互換制度に関する解釈の明確化により、**教育資源の有効活用、教育内容の豊富化、多様な教育ニーズへの対応等の取組が進むことが期待**される。

1 単位互換制度の概要と経緯

大学は、学生に対する教育を実施する際に、すべての局面にわたって責任を有すべきことは当然であるものの、教育内容の充実に資するため、学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。

大学院

単位互換における単位の上限数 : 10単位

〔 修了要件としての修得単位 : 30単位 〕

【参考】

①単位互換における単位の上限数 : 10単位
(留学等の場合を含む)

②入学前に他大学において修得した : 10単位
単位の認定の上限数

③研究指導委託の制度を有する
(修士課程においては、1年を超えない範囲)

大学

単位互換における単位の上限数 : 60単位
(大学設置基準第28条)

〔 卒業要件としての修得単位 : 124単位
(医学・歯学・薬学・獣医学に関する学科を除く) 〕

【参考】

①単位互換における単位の上限数
(留学等の場合を含む)

②大学以外の教育施設等における
学修による単位の上限数

③入学前に他大学において修得した
単位等の認定の上限数

合わせて
60単位

昭和46年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：30単位まで（卒業要件である124単位の概ね4分の1）
修士課程：10単位まで（修了要件である30単位の3分の1）
博士課程：20単位まで（修了要件である50単位の2.5分の1）

○特に学問の専門分化の度合いの高い大学院において単位互換の要請が強いと考えられた。

昭和49年
大学院設置基準
制定

【単位互換】修士・博士課程：10単位まで（修了要件である30単位の3分の1）

○博士課程はその目的性格からみて、教育研究指導の在り方を単位制度で強く制約することが必ずしも適当でないとの観点から、博士課程の修了に必要な所要単位数は50単位から30単位に改められた。

○併せて、他大学院における学修の単位認定の上限も、10単位までと改められた。

昭和54年
大学局長通知

【既修得単位】

学部段階：他大学における入学前既修得単位を30単位を上限として認定可能となった。

昭和57年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：大学に加え、短期大学における学修も大学において認定可能となった。

昭和57年
大学局長通知

【既修得単位】学部段階：大学に加え、短期大学における学修も大学において認定可能となった。

平成3年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：大学以外の教育施設等における学習成果が単位認定の対象となった。

【既修得単位】

学部段階：大学設置基準として、入学前既修得単位を30単位を上限として認定可能である旨規定した。

平成5年
大学院設置基準
改正

【既修得単位】

修士・博士課程：他大学における入学前既修得単位を10単位を上限として認定可能となった。

○生涯学習社会の進展、技術革新の加速化等を背景として社会人の再教育など大学院に対する要請の一層の高まりに応えるため。

平成11年
大学設置基準改正

【単位互換】学部段階：30単位まで

【入学前既修得単位】学部段階：30単位まで

➡ 学部段階：合わせて60単位までに改正

○学生の選択の幅を広げ、国内及び海外の大学間のより一層の連携・交流を可能とする観点

2 多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応

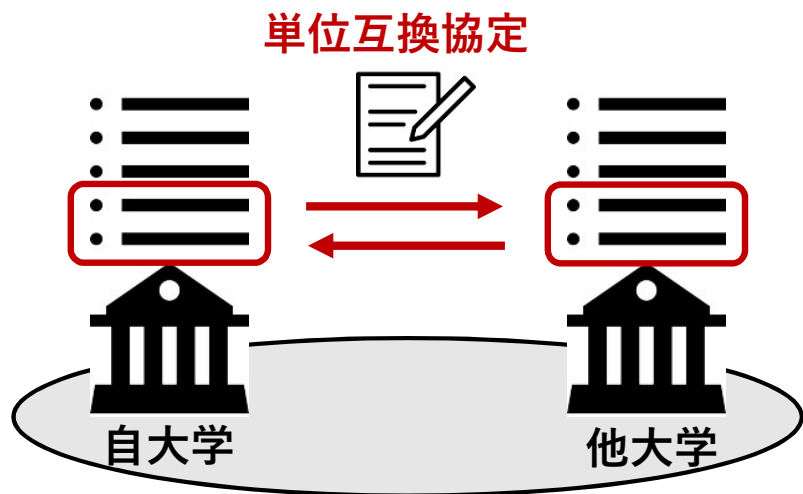
【単位互換協定等で事前に予定されていなかった学修に係る単位認定】

- 単位互換が認められる学修は、大学間での協議や単位互換協定等により あらかじめ具体的に計画された範囲での学修に限定されるものではなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた学修についても、当該学生からの申請に応じて、大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえた判断において、教育上有益と認めるときは、単位認定をすることは差し支えないこと。
- そのような運用を行う場合にあっては、他大学の授業科目の履修と単位認定を希望する場合にはあらかじめ大学等に相談すべきことや大学等の教授会や教務委員会等の 教学管理組織等における審議を踏まえた判断によっては単位認定がなされない場合もあることなどについて学内規則等において取扱いを明らかにしておくべきこと。

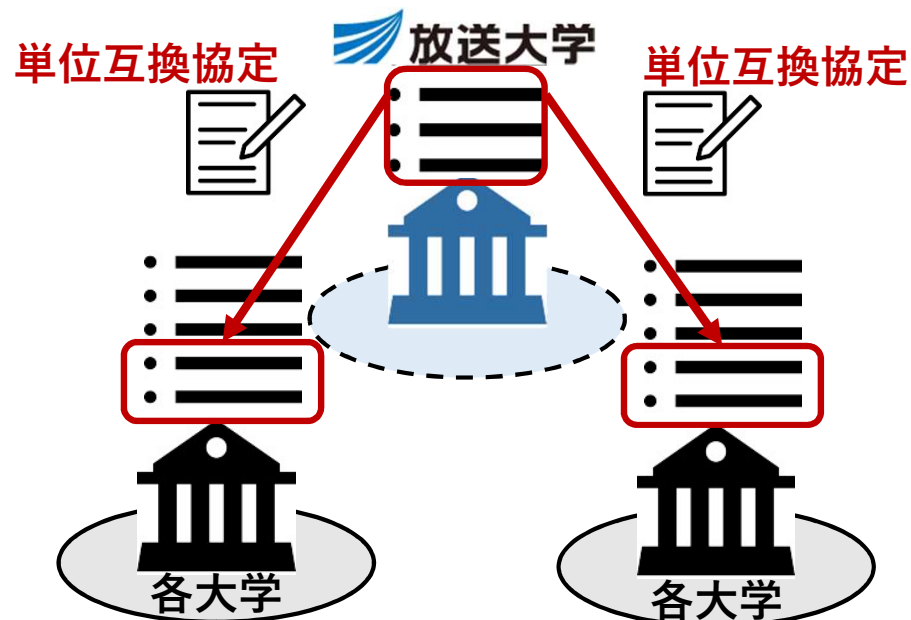
【コンソーシアムや大学連合等における複数大学間での単位認定】

- 複数大学間でコンソーシアムや大学連合等を構成して、複数大学間での単位互換を行う場合にあっては、2大学間での単位互換に準じて、あらかじめ参加大学の間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議し、単位互換協定等を締結することが望ましいこと。

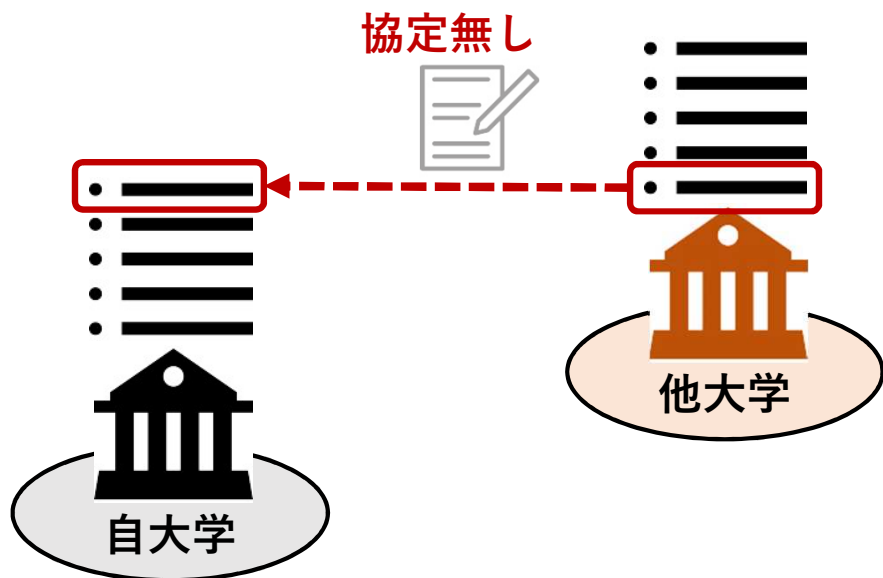
制度創設時に想定されていた2大学間の単位互換



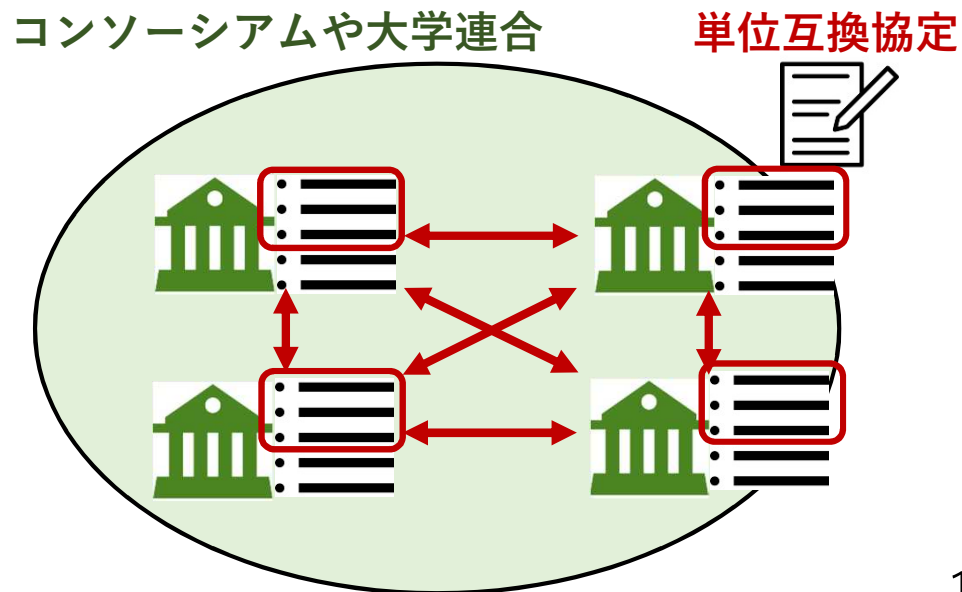
各大学と放送大学との2大学間の単位互換



協定の無い他大学との2大学間の単位互換



複数大学間の単位互換



3 教育課程上の位置付けに応じた単位認定の基準と方法

- 学生が他の大学等において授業科目を履修して修得した単位等を自大学の単位として認定できるかの個別具体の判断については、各大学等において適切に判断されるべきものであり、具体的な運用基準を一律に示すことは困難であるが、授業科目の教育課程上の位置付けに応じて以下のように取扱うことができると考えられる。
- なお、単位認定を行うに当たっては、単位認定をしようとする他の大学等の授業科目が、自大学の教育課程に即したものであることが前提なる。

✓必修科目

必修科目（卒業要件として単位の修得が義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定ができると考えられること。

✓選択科目

選択科目（卒業要件として特定の科目群の中から選択して単位を修得することが義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目が、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係までは要さないと考えられること。

✓自由科目

上記の必修科目及び選択科目以外の全学開講科目や他学部開講科目等から学生の選択により履修する自由科目のうち、卒業要件として一定の単位の修得が義務付けられているものについては選択科目と同様に取扱うこととし、卒業要件とはされていないものについては必ずしも自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係を要さないと考えられること。

※60単位を超えない範囲で単位互換が可能

	必修科目 (習得が義務付けられる科目)	選択科目 (特定の科目から選んで修得することが義務付けられる科目)	自由科目 (自由に選択できる科目)	
教育課程上の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要とされる科目 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目 複数の選択肢の中から学生の選択により履修する科目 選択の自由は認められるが、一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目 	<ul style="list-style-type: none"> 必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目 一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目 	<ul style="list-style-type: none"> 必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目 卒業要件に必要ではない科目
単位互換における取扱 ※自大学の学位プログラム毎のCP・DPに即したものであることが前提。	<ul style="list-style-type: none"> <u>他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>他大学の授業科目が、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の場合は、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>他大学の授業科目が、自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の場合は、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係が無くても認定</u>

4 大学設置基準第19条第1項の「自ら開設」の原則との関係

- 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条第1項等の「必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」との規定については、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知（19文科高第281号））の第一（2）三において、「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨である」とされている。
- この「自ら開設」の原則に照らせば、単位互換制度の活用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学等の授業科目をもって代替させるような取扱は許されない。なお、ここでいう「通常必要とされる授業科目」とは、必要最小限（卒業要件単位数）の授業科目という意味ではなく、教育内容の豊富化や多様な学修ニーズに対応し、学生の選択の幅を確保できるだけの授業科目を開設する必要があることに留意が必要であること。その際、他の大学等との単位互換を前提として授業の実態のない科目を開設するような運用は不適切であること。
- 他方、本原則は各大学が開設する独自性・特殊性の高い授業科目を含む学生が履修する全ての授業科目を大学が自ら開設することまでを求めるものではなく、教育の豊富化等の観点から2及び3のとおり運用を行うことについては、「自ら開設」の原則に抵触するものではないこと。